



一般社団法人 日本通関業連合会
Japan Customs Brokers Association

新通関業法の実施状況等に関するアンケート調査結果について

一般社団法人 日本通関業連合会
2020年10月作成

新通関業法等に関する実施状況等のアンケート調査

(一社)日本通関業連合会では、全国各地区通関業会様のご協力をいただき、新通関業法等にアンケート調査を実施いたしました。今般、その結果の概要がまとまりましたのでご報告いたします。

【アンケート調査の概要】

1. 調査期間 2020年9月29日(火)～10月16日(金)
2. 調査対象 全国各地区通関業会加盟店社 1,577者(本社・営業所)
3. 回答店社数 545者／1,577者 (回収率：34.56%)

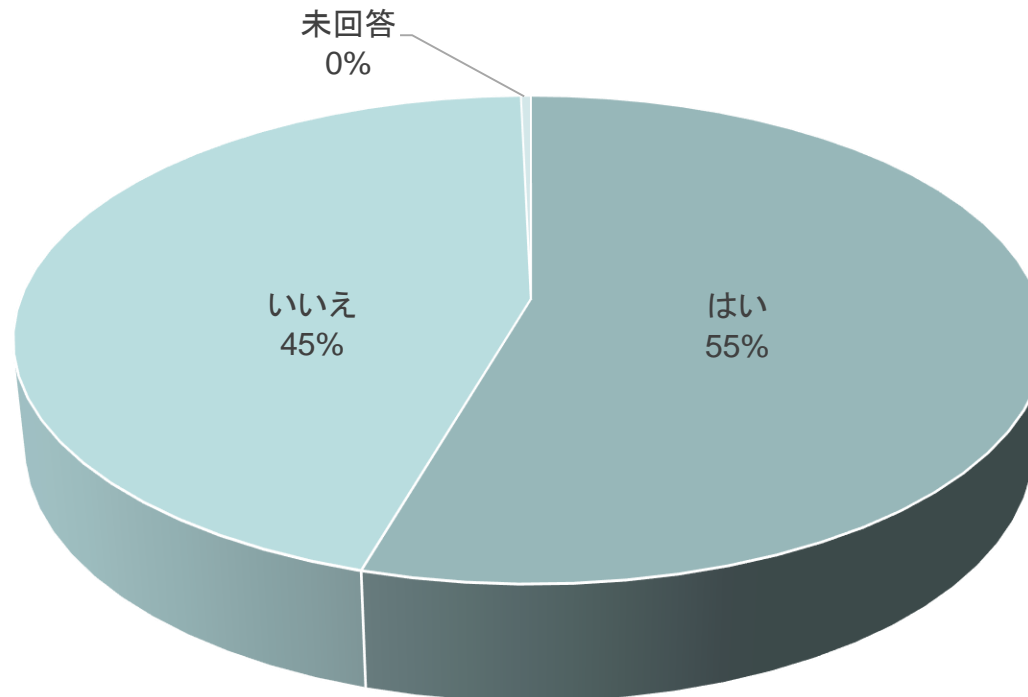
アンケート調査にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

今回の結果につきましては、連合会における今後の取組みの参考にさせていただきます。



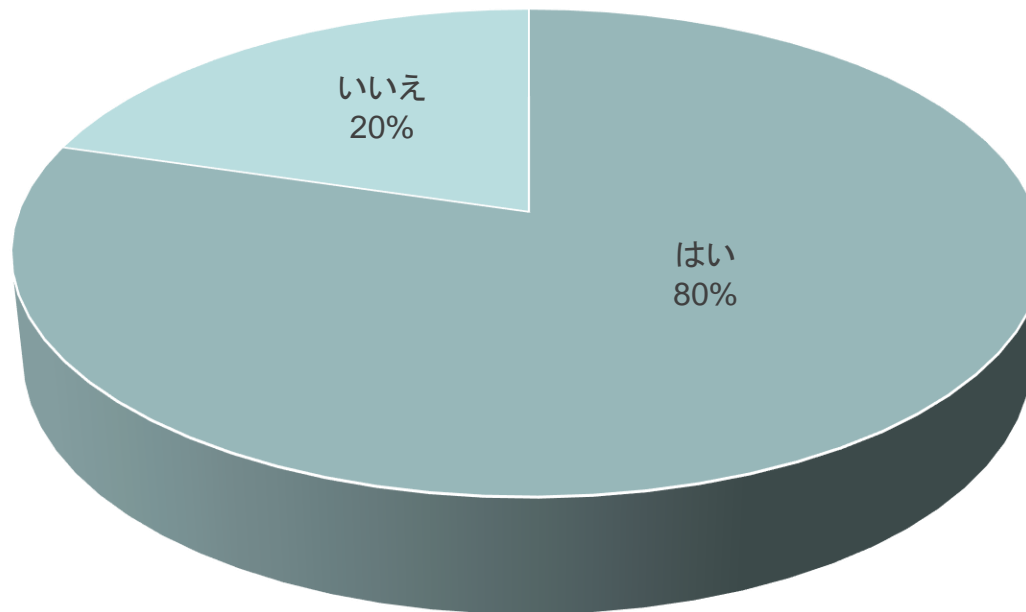
アンケート集計結果（設問４：輸出入申告官署の自由化）

【設問４（１）】貴社はAEO事業者ですか。



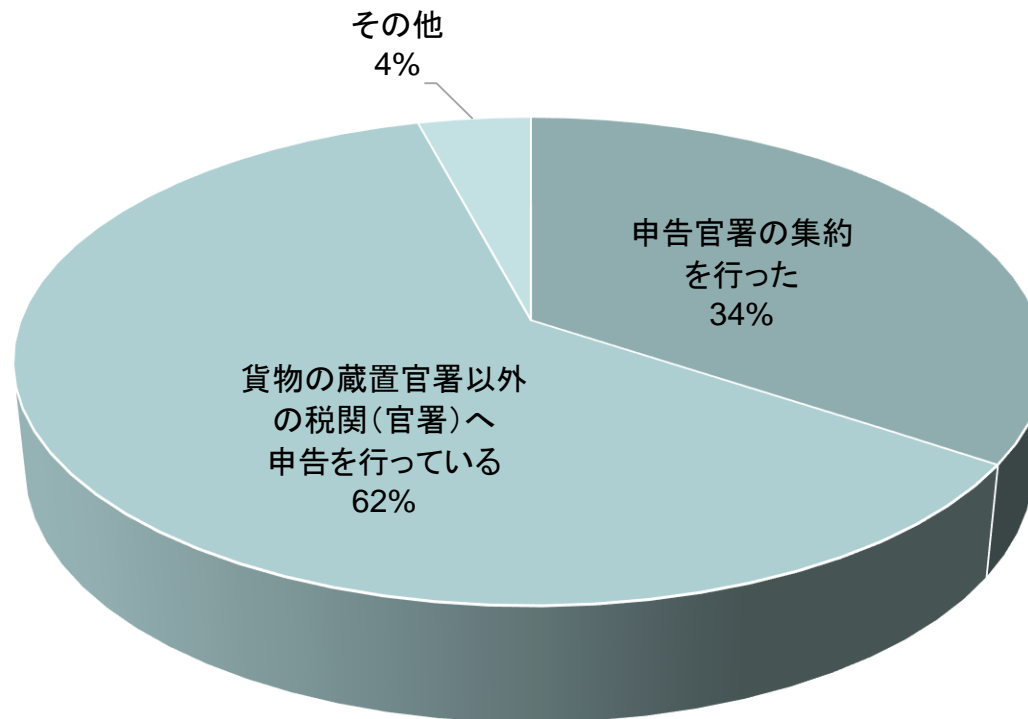
アンケート集計結果（設問４：輸出入申告官署の自由化）

【設問４（２）】（１）で「はい」と回答した方にお尋ねします。輸出入申告官署の自由化を利用していますか。



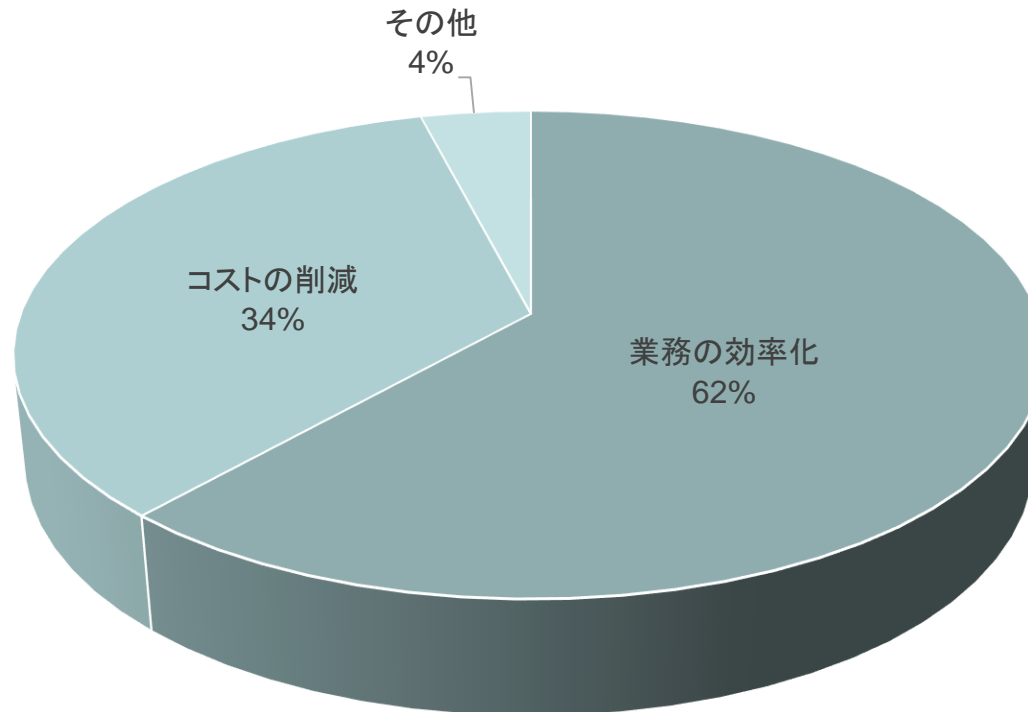
アンケート集計結果（設問４：輸出入申告官署の自由化）

【設問４（３）】（２）で「はい」と回答した方にお尋ねします。どのような取組みをされていますか。（複数回答可）



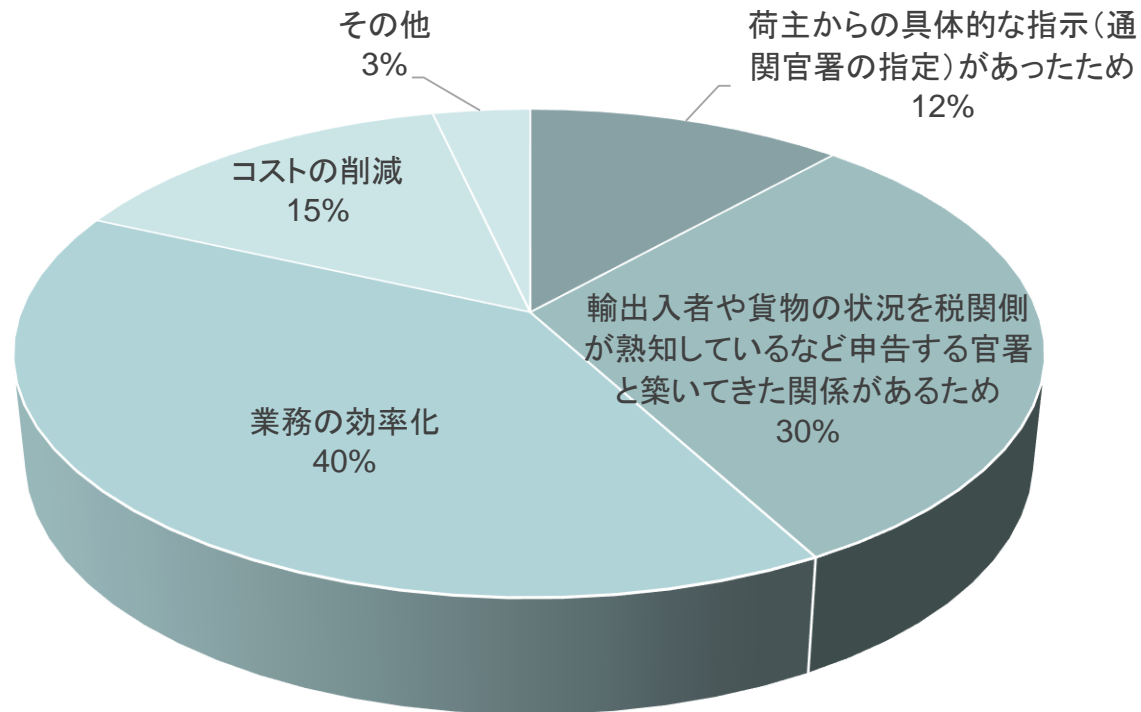
アンケート集計結果（設問４：輸出入申告官署の自由化）

【設問４（４）】（３）で「申告官署の集約を行った」と回答した方にお尋ねします。集約を行った理由は何ですか。（複数回答可）



アンケート集計結果（設問４：輸出入申告官署の自由化）

【設問４（５）】（３）で「貨物の蔵置官署以外の税関（官署）へ申告を行っている」と回答した方にお尋ねします。貨物の蔵置官署以外の税関（官署）へ申告している理由は何ですか。（複数回答可）



アンケート集計結果（設問４：輸出入申告官署の自由化）

【設問４（６）】（３）で「その他」と回答した方にお尋ねします。取組みの内容について、具体的にご記入ください。

【主な取組み内容（回答１４者）】

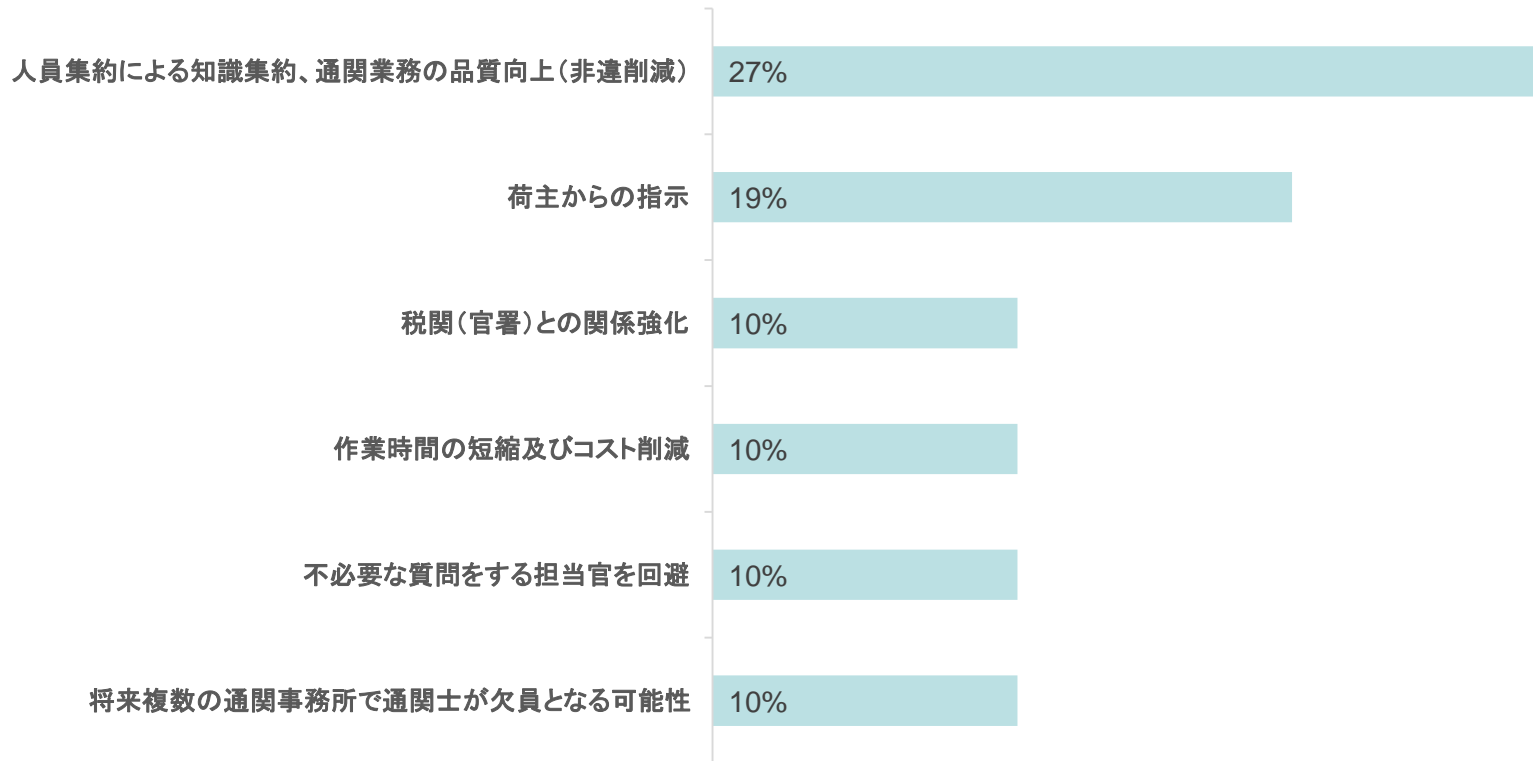
- ◆ 貨物蔵置官署以外に所在する営業所から貨物蔵置税関へ申告（顧客からの要望）
- ◆ 基本的には貨物蔵置官署への申告を行っているが、諸事情により他港に陸揚げされた貨物については当該官署（税関）へ申告
- ◆ 諸事情により他港に到着した顧客の貨物について、作業に慣れている拠点から申告を行うことで迅速なサービスを提供
- ◆ 事業所間の業務平準化のために業務量を調整し、他の事業所の官署への申告も処理
- ◆ 貨物により申告する官署を選択
- ◆ 複数の通関部署（要員）を１カ所に集約



アンケート集計結果（設問４：輸出入申告官署の自由化）

【設問４（７）】（４）で「その他」と回答した方にお尋ねします。集約を行った理由について、具体的にご記入ください。（例：業務量の変化（荷主からの通関依頼の変化等）に対応するため）

【主な理由（回答１１者）】



アンケート集計結果（設問４：輸出入申告官署の自由化）

【設問４（８）】（５）で「その他」と回答した方にお尋ねします。貨物の蔵置官署以外の税関（官署）へ申告している理由について、具体的にご記入ください。
（例：荷主からの依頼に対応するため）

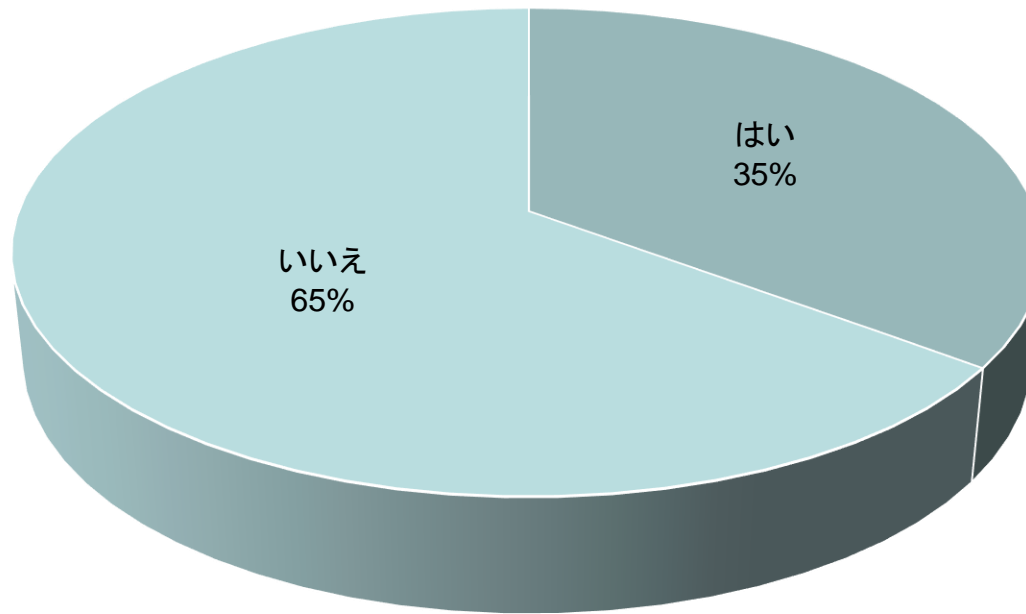
【主な理由（回答１４者）】

- ◆ 通常申告している税関の方が疑問点があった場合に相談しやすい
- ◆ 土曜日に申告する際、地方官署では人員が少数のため本関特通で申告
- ◆ 営業担当からの指示への対応
- ◆ 東京一極集中の軽減
- ◆ 荷主からの依頼に対応
- ◆ 分散蔵置貨物の申告などを集約して同一官署に申告
- ◆ 不必要な質問をする担当官を回避
- ◆ 他営業所の通関士が少数のため書類作成等の対応が困難
- ◆ 自社通関を進めることによって通関業務費用を削減



アンケート集計結果（設問４：輸出入申告官署の自由化）

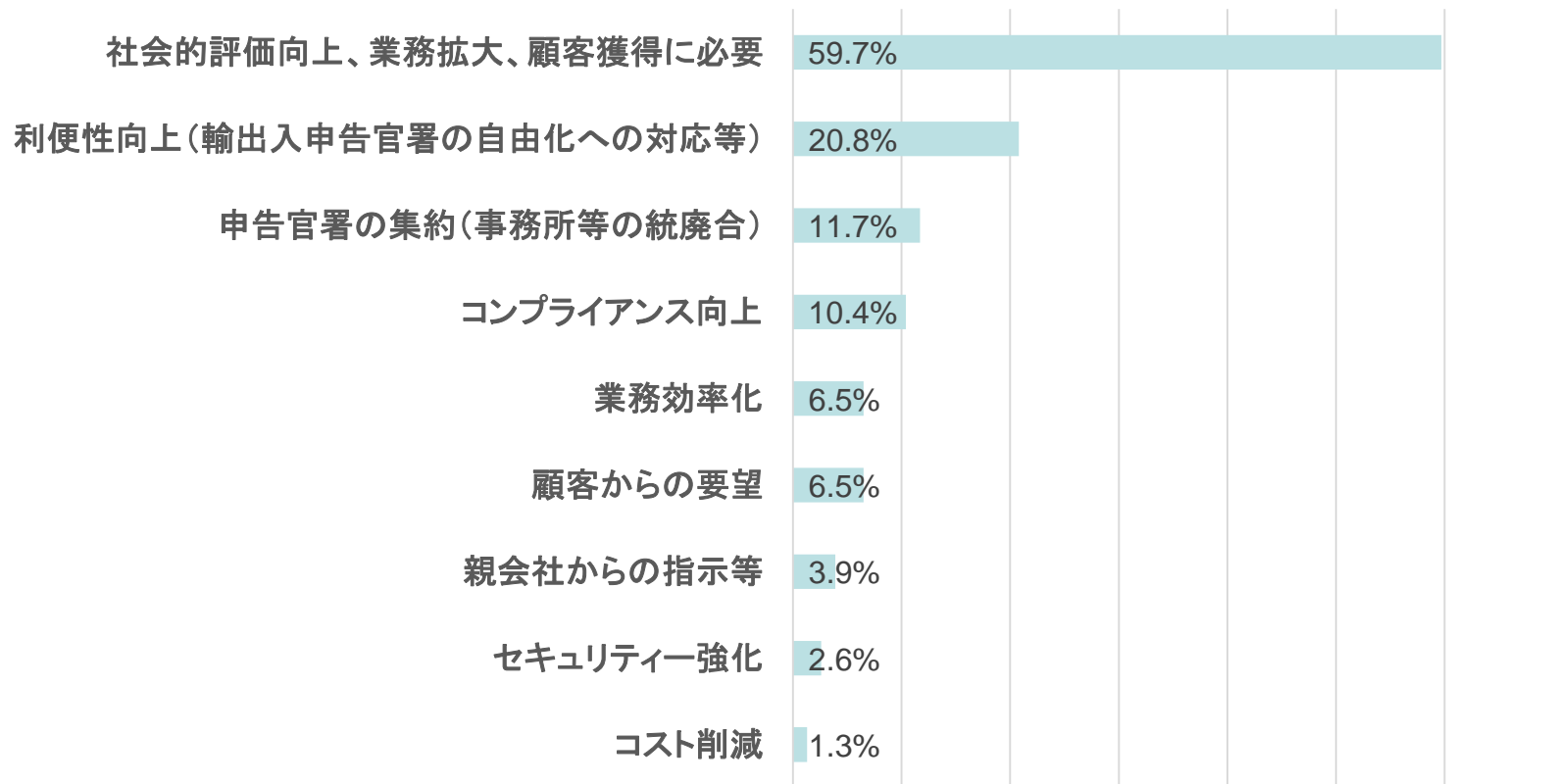
【設問４（９）】（１）で「いいえ」と回答した方にお尋ねします。今後、A E O 取得を希望しますか。



アンケート集計結果（設問４：輸出入申告官署の自由化）

【設問４（１０）】（９）で「はい」と回答した方にお尋ねします。A E O 取得を希望する理由について、具体的にご記入ください。

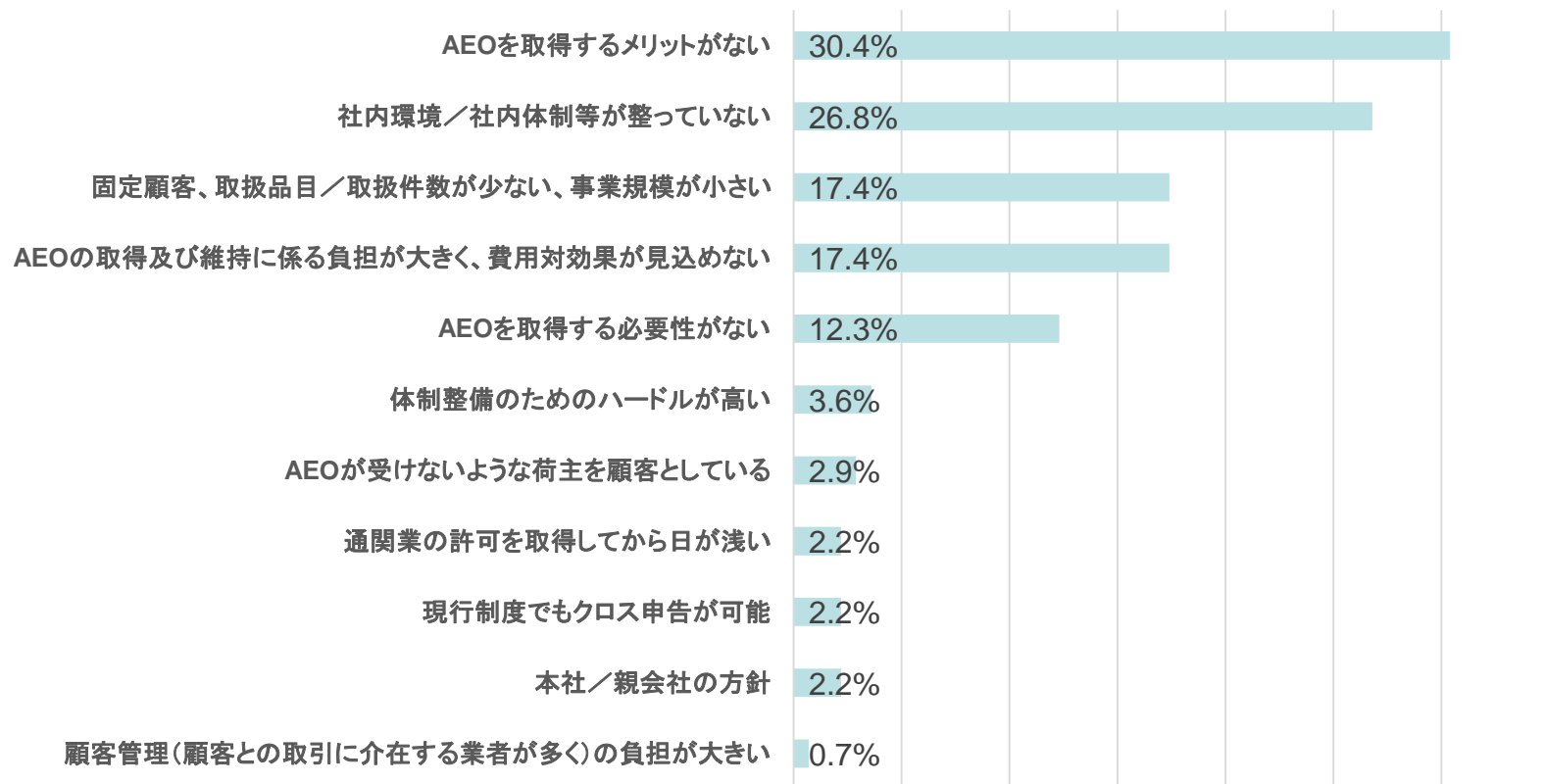
【主な理由（回答７７者：複数回答）】



アンケート集計結果（設問４：輸出入申告官署の自由化）

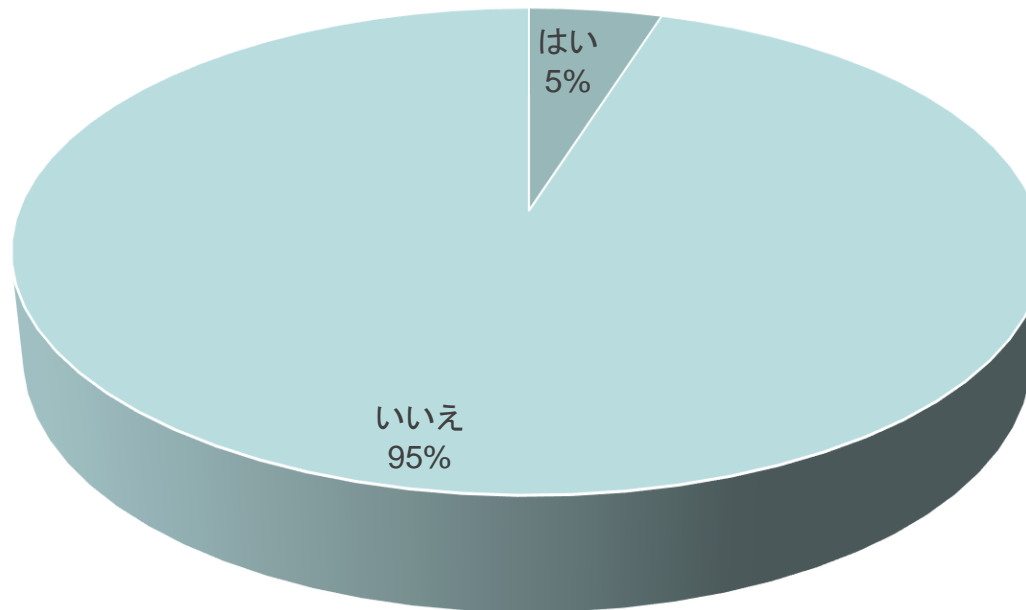
【設問４（１１）】（９）で「いいえ」と回答した方にお尋ねします。AEO取得を希望しない理由について、具体的にご記入ください。

【主な理由（回答１３８者：複数回答）】



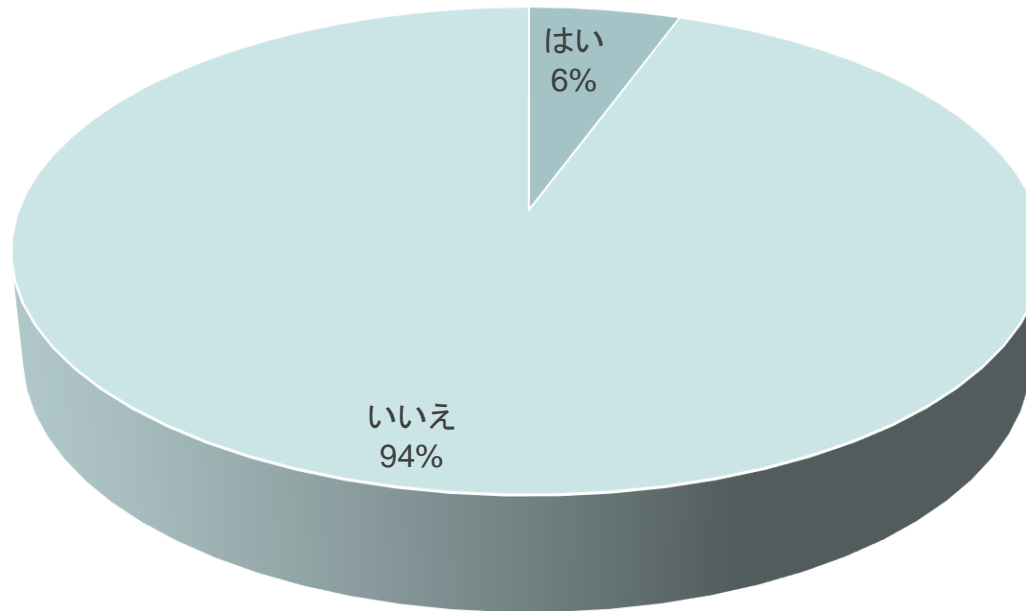
アンケート集計結果（設問４：輸出入申告官署の自由化）

【設問４（１２）】（２）で「いいえ」と回答した方にお尋ねします。荷主から輸出入申告官署の自由化の利用を求められたことがありますか。



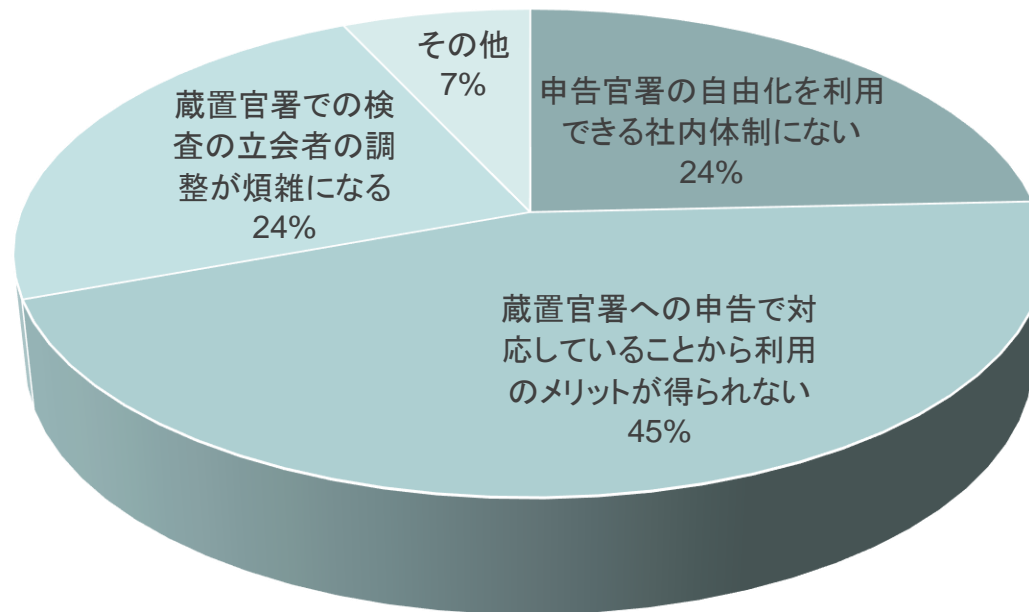
アンケート集計結果（設問４：輸出入申告官署の自由化）

【設問４（１３）】（２）で「いいえ」と回答した方にお尋ねします。輸出入申告官署の自由化を利用できないことを理由に通関依頼の機会を逸したことがありますか。



アンケート集計結果（設問４：輸出入申告官署の自由化）

【設問４（１４）】（２）で「いいえ」と回答した方にお尋ねします。輸出入申告官署の自由化を利用していない理由は何ですか。



アンケート集計結果（設問４：輸出入申告官署の自由化）

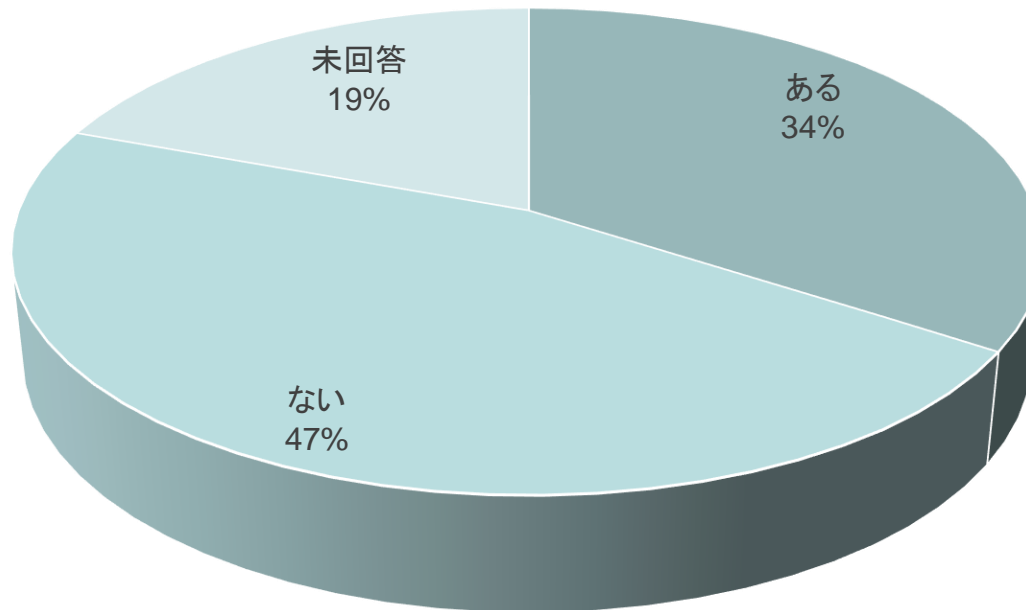
【設問４（１５）】（１４）で「その他」と回答した方にお尋ねします。輸出入申告官署の自由化を利用していない理由について、具体的にご記入ください。

【主な理由（回答１５者）】

- ◆全国（拠点となる地域）に事業所があり、会社の方針として原則蔵置税関で申告というルールで動いているといった理由や通関及び検査立会い等を担当する協力会社との連携がスムーズだといった理由があると、貨物が他税関の管轄場所に蔵置されている場合には、当該地域に所在する事業所に通関等を依頼することになるため、特に自由化を利用するメリットがない。（５）
- ◆輸出入申告官署の自由化を利用するような通関依頼がない。（２）
- ◆荷主に蔵置場所税関への申告を求められている。
- ◆他拠点から蔵置官署へのクロス申告で特に支障がない。
- ◆税関官署が近くにあり、蔵置官署に申告しても不便ではなく、税関検査への対応も速やかにできる。
- ◆最寄りの税関官署が政令派出所で他官署の申告ができない。
- ◆税関官署によって品目分類の解釈において見解の相違が見受けられるため、実績のある官署で申告をしている。
- ◆特定保税承認者（AEO倉庫業者）であり、届出蔵置場の出入りに関してのみ通関を行う（契約外の会社からは依頼を受けない）ことからメリットがない。
- ◆支店（管轄）の垣根を越えて申告した場合、簡単かつ安全な書類のみを取扱い、時間の要する書類や複雑な書類等は他支店へ依頼を行う等、支店間における業務の奪い合いになる可能性がある。

アンケート集計結果（設問４：輸出入申告官署の自由化）

【設問４（１６）】輸出入申告官署の自由化を利用するに当たり、手続き等の実務運用面において、利便性を一層向上させる必要性があると思いますか。



アンケート集計結果（設問４：輸出入申告官署の自由化）

【設問４（１７）】（１６）で「ある」と回答した方にお尋ねします。利便性を向上させる必要があると思う内容について、具体的にご記入ください。

【主な内容（回答１３８者：複数回答有）】

- ◆税関検査における立会いに関する利便性の向上、立会い条件の緩和（検査のリモート対応（テレビ電話等）、立会人の限定要件の廃止、営業所が設置されていない場所や遠隔地での税関検査への柔軟な対応、大型X線検査の際に税関へ旗を受領するために赴くことに代わりQRコード読み込み方式に変更）（３６）
- ◆自由化申告の対象業務の拡大（暫８、カルネ、マニュアル、MDA、CITES等）、暫８生地見本提出先を蔵置官署とする）（３１）
- ◆税関間の法令認識・解釈（分類、他法令等）の全国統一（書類審査（申告官署）及び税関検査（蔵置官署）における税関職員の指導内容に相違点がある）、ローカル・ルールの廃止）（１９）
- ◆申告官署と蔵置官署との間の検査に係る連絡体制・意思疎通の迅速化（１１）
- ◆税関確認印等の廃止（申告後に税関へ提出する書類、原本確認の廃止）（４）
- ◆MSX容量の拡大（４）
- ◆修正申告、更正の請求の全ての官署での対応（３）



アンケート集計結果（設問４：輸出入申告官署の自由化）

【設問４（１７）】（１６）で「ある」と回答した方にお尋ねします。利便性を向上させる必要があると思う内容について、具体的にご記入ください。

【１９ページの続き】

- ◆ 審査基準の明確化（官署毎の審査基準の統一）、区分１の増加（４）
- ◆ 暫８、減免を含めた完全ペーパーレス化（暫定的措置はいつまで続くのか）（３）
- ◆ A W B、インボイス、M S X 業務の電子化に関する荷主への指導（２）
- ◆ 開庁時間の統一（申告税関の開庁時間が２４時間でも蔵置官署の開庁時間が平日日中のみの場合、蔵置官署の時間外は検査対応してもらえない）（２）
- ◆ A E Oに関する制度設計の改善（業務負担に見合うベネフィットを享受できない、土日祝日における取扱いの変更（成航・成南間、大阪本関・南港間））（２）
- ◆ 各税関通関部門等連絡先のホームページでの閲覧（２）



アンケート集計結果（設問４：輸出入申告官署の自由化）

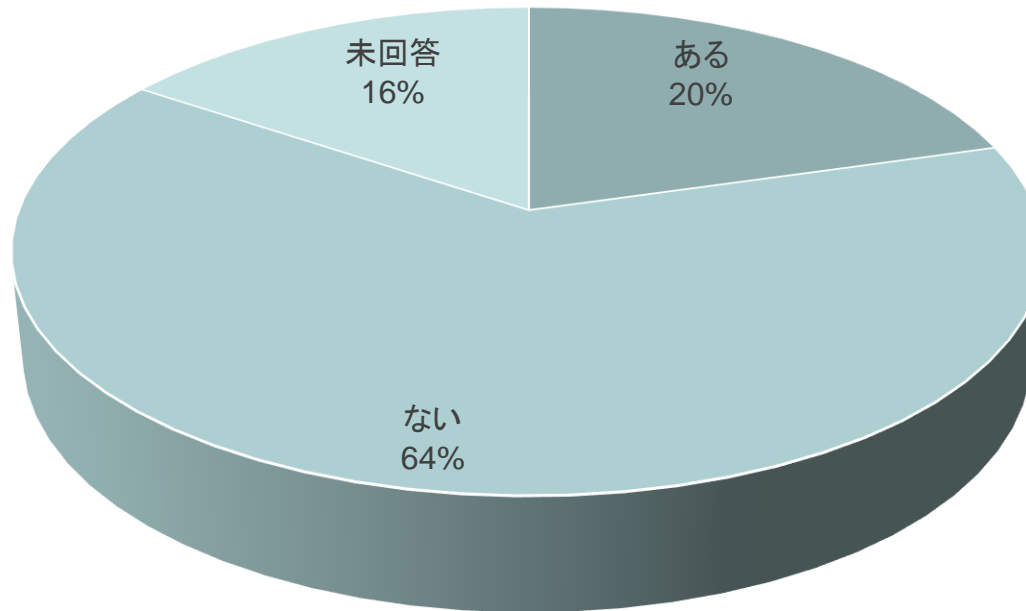
【設問４（１７）】（１６）で「ある」と回答した方にお尋ねします。利便性を向上させる必要があると思う内容について、具体的にご記入ください。

【１９ページの続き】

- ◆酒税延納における１カ所への担保提供（蔵置官署毎の提供を改善、関税・消費税の担保提供と同様の取扱い）（１）
- ◆カルネ通関を選択制の時の取扱いへの変更（自由化対象ではない）（１）
- ◆航空輸入通関におけるD/Oの廃止（１）
- ◆各税関に自由化専担部門を設置（１）
- ◆政令派出所における申告への対応（１）
- ◆見本持出申請、他所蔵置申請、指定地外検査等の輸出入申告業務以外の申請等に関する蔵置官署以外の窓口での対応（１）
- ◆再輸出免税手続きの申告官署での取扱い（１）
- ◆特定輸出申告許可取消申請のシステム化（１）
- ◆マニュアル申告廃止（１）

アンケート集計結果（設問４：輸出入申告官署の自由化）

【設問４（１８）】輸出入申告官署の自由化全般についてお尋ねします。この制度そのものについて、改善してもらいたいと思う点はありますか。



アンケート集計結果（設問４：輸出入申告官署の自由化）

【設問４（１９）】（１８）で「ある」と回答した方にお尋ねします。改善すべき点について、具体的にご記入ください。

【主な改善すべき点（回答９５者：複数回答有）】

- ◆税関検査の際の利便性向上（検査のリモート対応、通関士及び通関従業者以外の検査立会いを実施、税関への連絡体制の簡素化、審検（確）分離の改善）（２１）
- ◆税関間の法令認識・解釈（分類、他法令等）の全国統一（書類審査（申告官署）及び税関検査（蔵置官署）における税関職員の指導内容に相違点がある）、ローカル・ルールの廃止）（１５）
- ◆自由化申告の対象業務の拡大（暫８、カルネ、マニュアル、MDA、CITES等）、暫８生地見本提出先を蔵置官署とする）（１３）
- ◆AEOに関する制度設計の改善（全国展開している事業者や荷主の集中する中央の事業者だけにメリットがある、業務負担に見合うベネフィットを享受できない、土日祝日における取扱いの変更（成航・成南間、大阪本関・南港間））（７）
- ◆申告官署と蔵置官署との間の検査に係る連絡体制・意思疎通の迅速化（６）
- ◆AEO通関業者に対するベネフィットの拡大（区分１の割合の増加）（３）
- ◆AEO事業者以外の通関業者についても自由化の対象に変更（３）



アンケート集計結果（設問４：輸出入申告官署の自由化）

【設問４（１９）】（１８）で「ある」と回答した方にお尋ねします。改善すべき点について、具体的にご記入ください。

【２３ページの続き】

- ◆税関手続の改善（AEO輸出者に係る届出事項、輸出許可された貨物に係る数量変更等の申告官署以外の蔵置官署における手続の実施等）、運用の簡素化（３）
- ◆カルネ通関を選択制の時と同様の取扱いへ変更（自由化対象ではない）（２）
- ◆自由化専担部門の拡大及び各税関に自由化専担部門を設置（２）
- ◆審査基準の明確化（官署毎の審査基準の統一）（２）
- ◆申告官署の全国一元化（１）
- ◆政令派出所における申告への対応（１）
- ◆マニュアル申告廃止（１）
- ◆完全ペーパーレス化（１）
- ◆修正申告、更正の請求の全ての官署での対応（１）
- ◆航空機に係る輸出通関のシステム対応（１）
- ◆税関確認印等の廃止（申告後に税関へ提出する書類、原本確認の廃止）（１）



アンケート集計結果（設問４：輸出入申告官署の自由化）

【設問４（１９）】（１８）で「ある」と回答した方にお尋ねします。改善すべき点について、具体的にご記入ください。

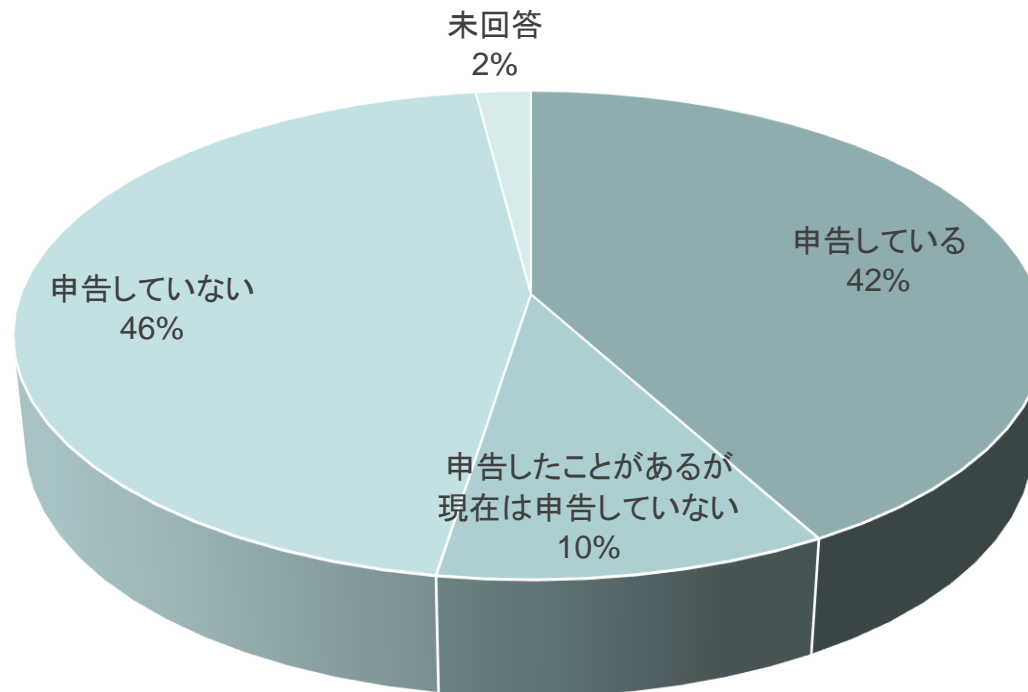
【２３ページの続き】

- ◆ E A B（輸出許可内容変更申請事項呼出し）業務の改善（当初申告官署ではなく蔵置官署が反映される）（１）
- ◆ 申告官署の自由な選択（マニュアル申告先が貨物の蔵置場所）（１）
- ◆ 貨物確認の自由化（貨物確認は貨物の蔵置官署）（１）
- ◆ 修正申告、更正の請求の全ての官署での対応（１）
- ◆ 開庁時間の統一（申告税関の開庁時間が２４時間でも蔵置官署の開庁時間が平日日中のみの場合、蔵置官署の時間外は検査対応してもらえない）（１）



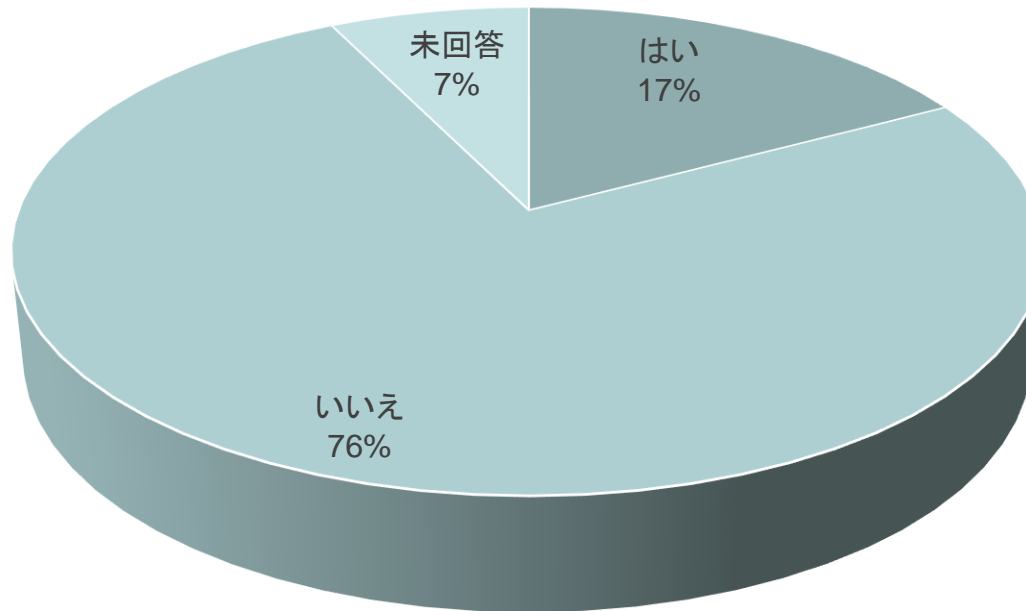
アンケート集計結果（設問 5：新通関業法）

【設問 5（1）】通関業法の許可権者が税関長から財務大臣に変更となり、通関業の営業区域制限が廃され、全国で通関業務を行うことが可能となりました。当該変更を受け、通関営業所を管轄する税関以外の税関へ申告していますか（申告したことがありますか）。



アンケート集計結果（設問5：新通関業法）

【設問5（2）】（（1）の更問）当該変更を受け、通関営業所の集約をしましたか。



アンケート集計結果（設問5：新通関業法）

【設問5（3）】（2）で「はい」と回答した方にお尋ねします。営業所を集約した効果があった、あるいは、期待した効果がなかった等の集約した結果の評価について、具体的にご記入ください。

【主な評価（回答79者：複数回答有）】

効果があった

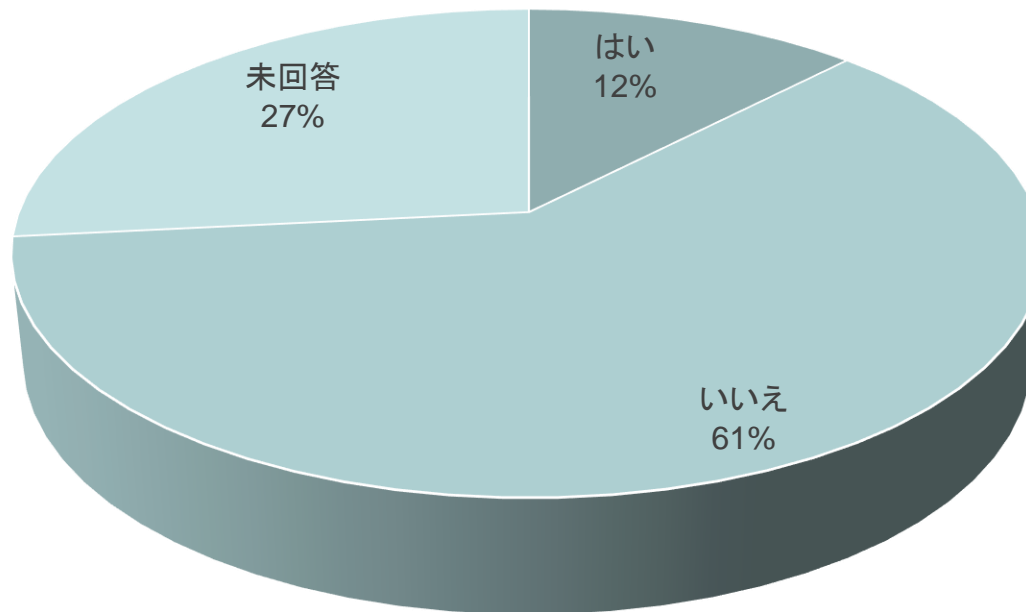
- ◆コスト改善（経費削減、人員削減（人件費の縮小））（36）
- ◆業務改善（業務効率化（質の向上）、知識・情報共有）、意思疎通の改善、業務処理の迅速化、業務平準化）（26）
- ◆後継者（通関士）不足の解消、通関担当の人員確保（4）
- ◆書類管理、データ管理の一元化（2）
- ◆人員の効率的活用（1）
- ◆収益の向上（1）
- ◆休暇を取得しやすい環境の整備（1）

効果がなかった

- ◆業務効率の低下（ミスの増加）、残業の増加（業務平準化により不慣れな申告を担当）（3）
- ◆効果を見出せず（3）
- ◆社内体制（業務部門と通関部門が離れ）における作業の煩雑化（2）
- ◆小規模な集約（1）

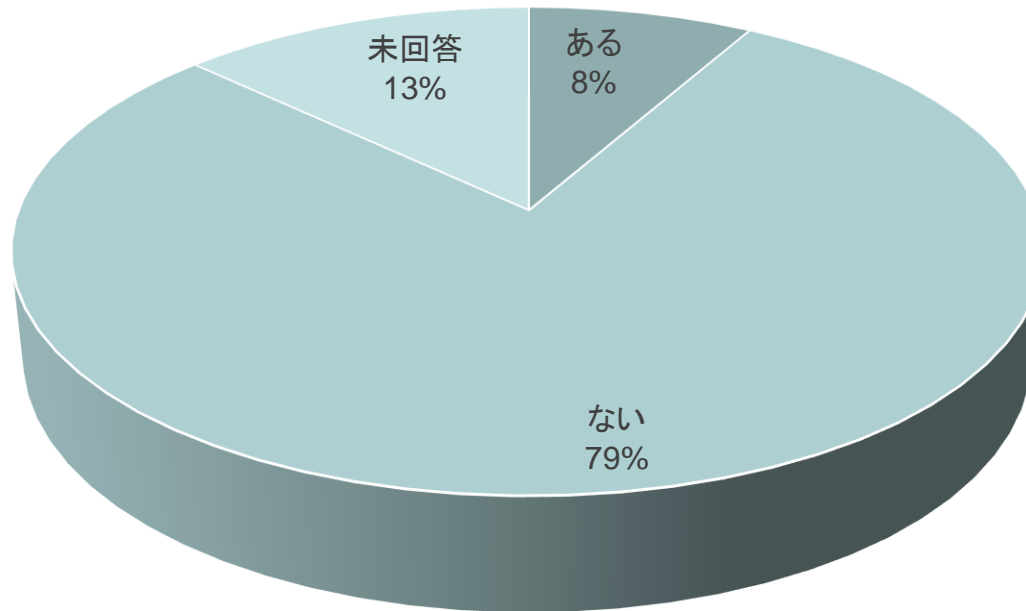
アンケート集計結果（設問5：新通関業法）

【設問5（4）】（2）で「いいえ」と回答した方にお尋ねします。今後、営業所の集約を希望しますか。



アンケート集計結果（設問 5：新通関業法）

【設問 5（5）】上記（1）及び（2）以外に、通関業務について見直したことはありますか。



アンケート集計結果（設問 5：新通関業法）

【設問 5（6）】（5）で「ある」と回答した方にお尋ねします。見直した内容について、具体的にご記入ください。

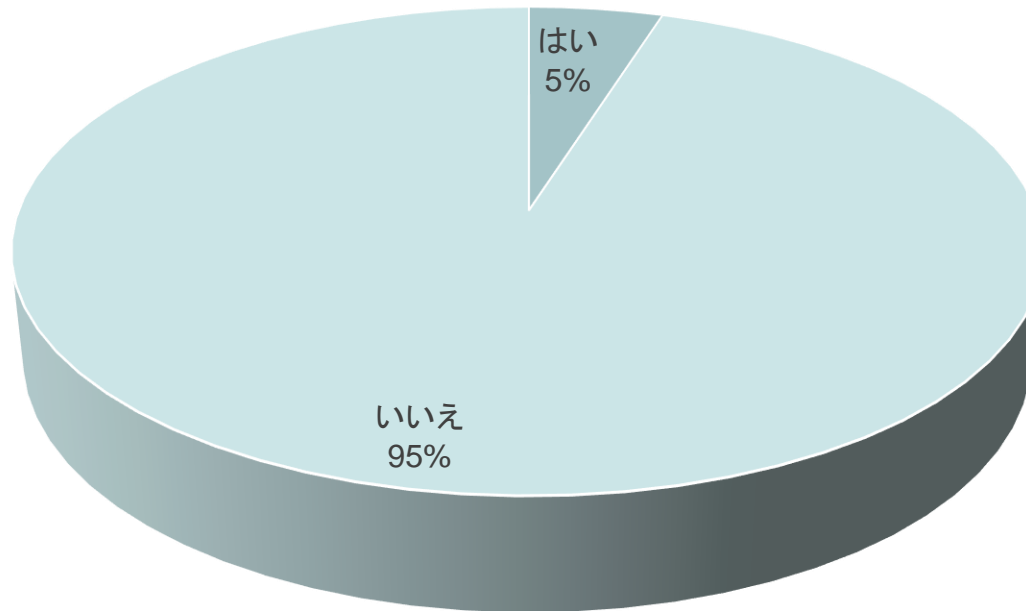
【主に見直した内容（回答 34 者：複数回答有）】

- ◆在宅勤務・テレワーク体制構築、在宅勤務申請（10）
- ◆検査対応業務等のアウトソーシング（8）
- ◆通関士の兼務・人員整理（5）
- ◆業務量の平準化（3）
- ◆ペーパーレス化（3）
- ◆通関業務に係るBCP強化（3）
- ◆定例会議の削減（1）
- ◆汎用申請を駆使した対面訪問回数の削減（1）
- ◆責任体制の見直し（1）
- ◆通関業務料金表の改定（1）
- ◆AEO取得準備（1）
- ◆荷主毎に申告官署の仕分け（1）



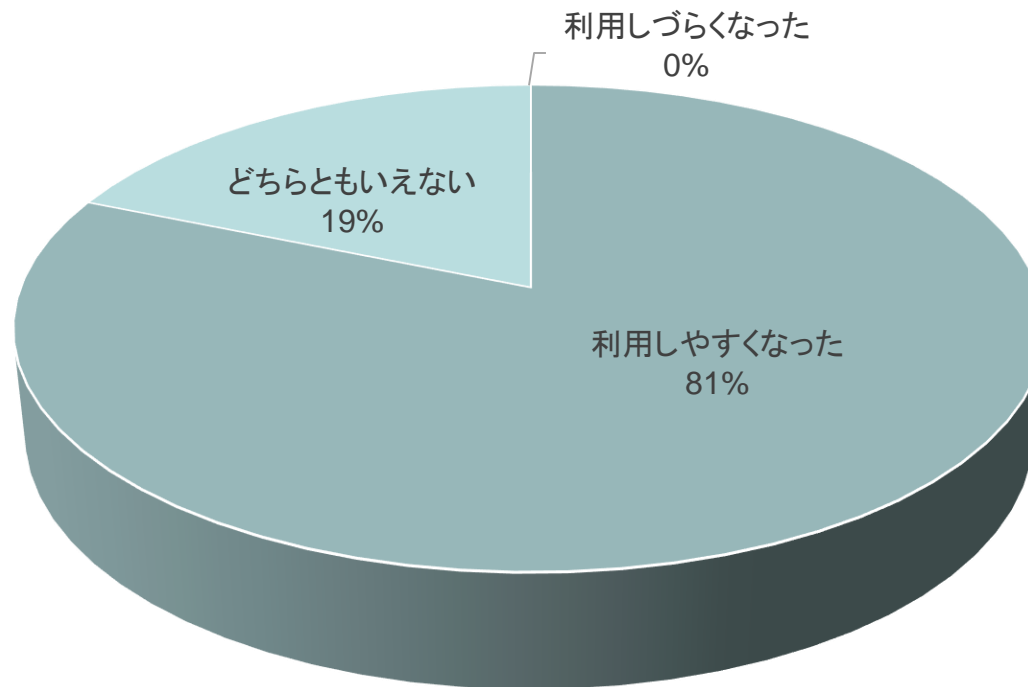
アンケート集計結果（設問 5：新通関業法）

【設問 5（7）】A E O 通関業者にお尋ねします。営業所の新設について、許可制から届出制に変わりましたが、当該制度を利用しましたか。



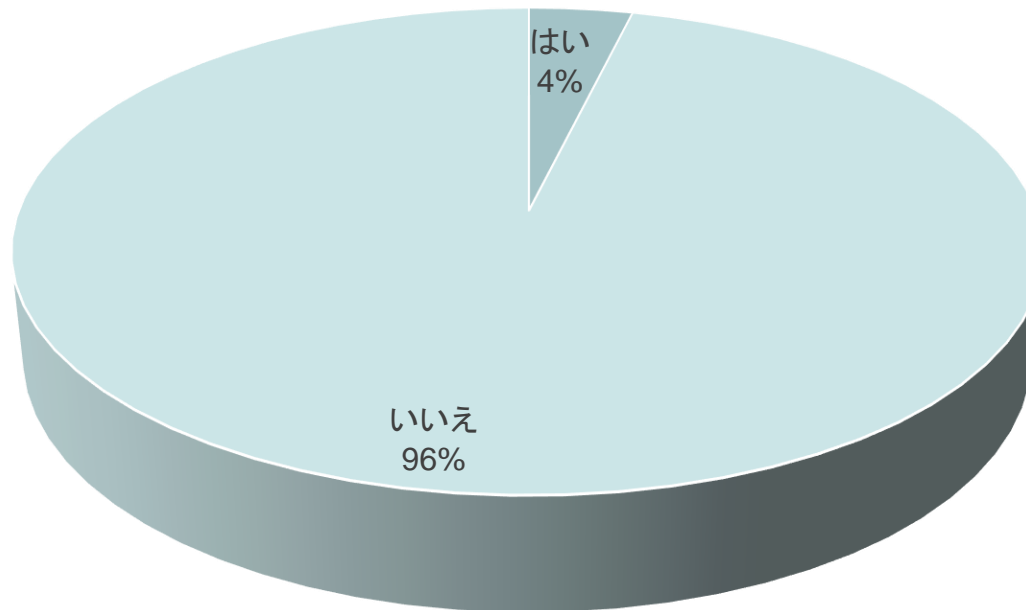
アンケート集計結果（設問 5：新通関業法）

【設問 5（8）】（7）で「はい」と回答した方にお尋ねします。届出制に変更となりましたが、手続きは以前と比べてどうなりましたか。



アンケート集計結果（設問 5：新通関業法）

【設問 5（9）】（（7）の更問） 営業所の新設に係る届出制について、改善すべき点はありますか。



アンケート集計結果（設問 5：新通関業法）

【設問 5（10）】（9）で「はい」と回答した方にお尋ねします。改善すべき点について、具体的にご記入ください。

【主な改善すべき点（回答 5 者）】

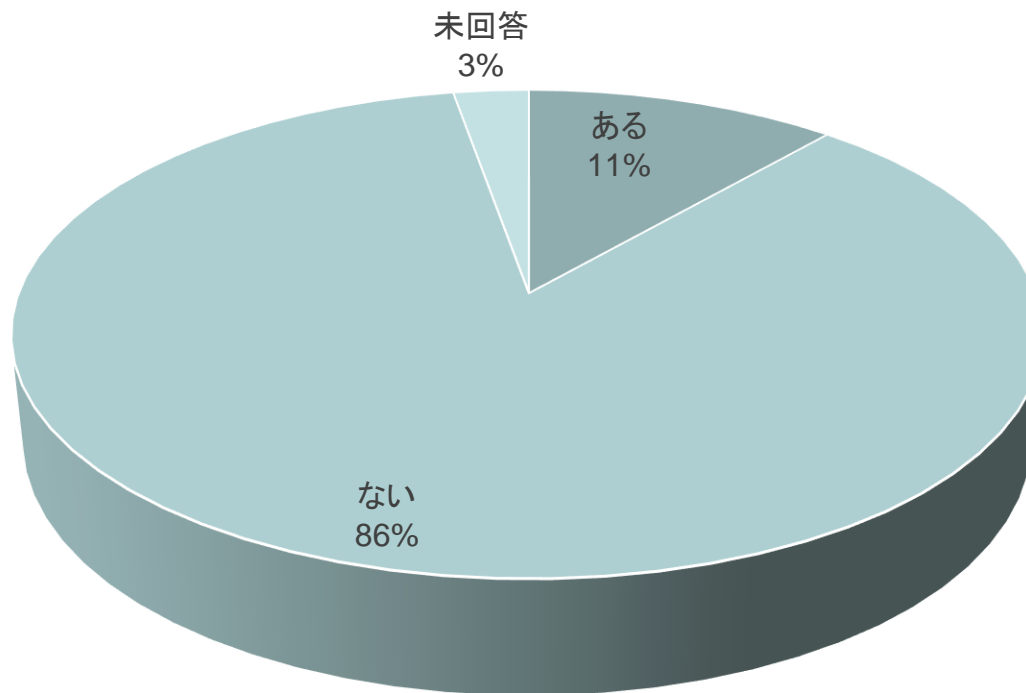
◆届出に必要な提出書類の省略化・簡素化の一層の促進

（届出制と謳ってはいるものの、実態は許可制の時と変わらず、営業所の新設許可の際と同様の書類を要求され、内容の精査に時間と手間がかかる。）



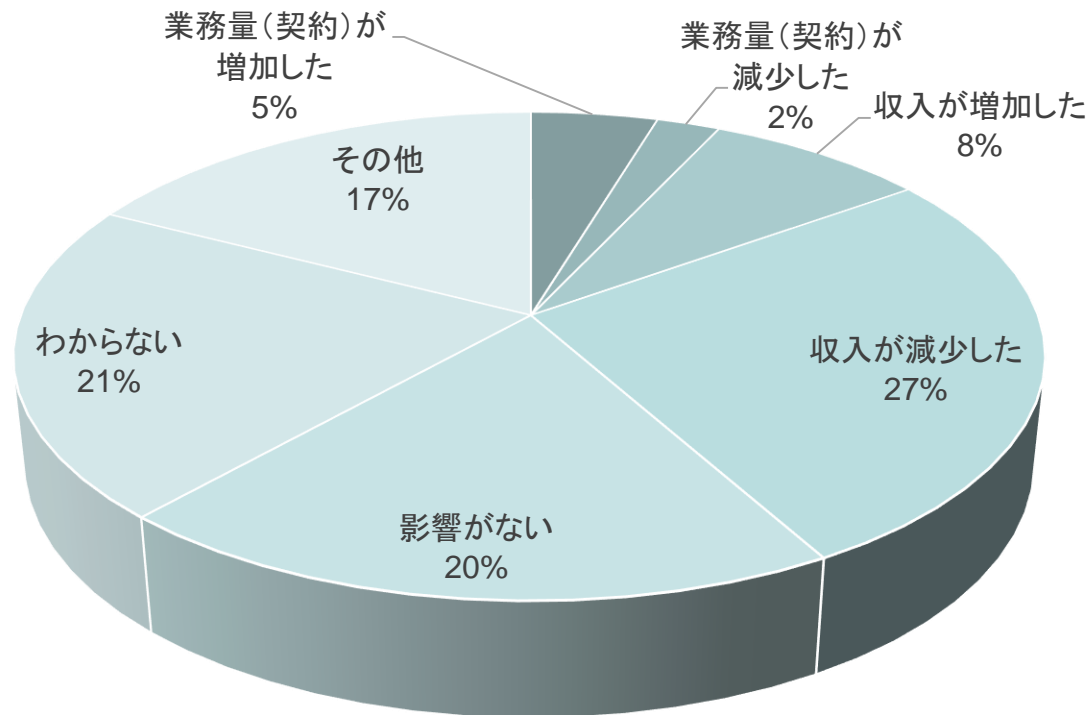
アンケート集計結果（設問 5：新通関業法）

【設問 5（1 1）】通関業務料金の自由化が実施され、自由に料金設定することが可能となりましたが、当該変更により影響がありましたか。



アンケート集計結果（設問5：新通関業法）

【設問5（12）】（11）で「ある」と回答した方にお尋ねします。どのような変化がありましたか。（複数回答可）



アンケート集計結果（設問5：新通関業法）

【設問5（13）】（12）で「その他」と回答した方にお尋ねします。変化の内容について、具体的にご記入ください。（例：荷主から通関業務料金の改定を求められた）

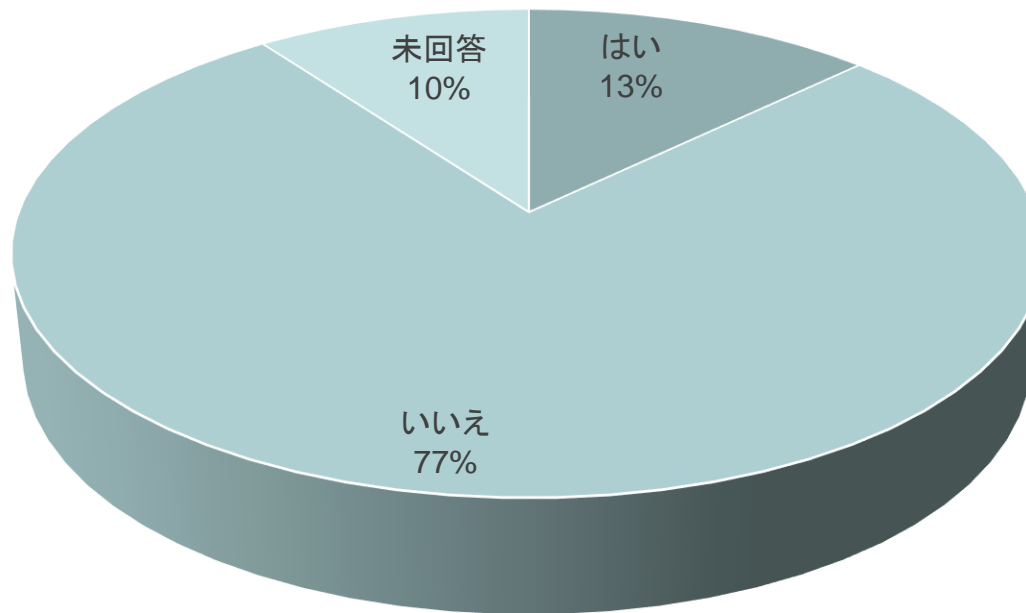
【主な内容（回答16者：複数回答）】

- ◆ 割増料金を自由に設定する等の料金設定の自由度が増し顧客との交渉の幅が広がった（3）
- ◆ 荷主は新通関業法導入前の最高料金を知っているため通関料金の値上げができない（3）
- ◆ 通関業務の内容により高い料金設定ができるようになった（2）
- ◆ 荷主から通関料金の改定（値下げ要請）が頻発している（1）
- ◆ 荷主から複数欄（多欄）申告において1欄分の通関料金にするよう求められている（1）
- ◆ 他の通関業者の設定料金と同額にするよう強要された（1）
- ◆ 独自の標準通関料金を設定する必要があり社内手続きが増加した（1）
- ◆ 見積りをシンプルにすることにより請求業務の効率化に繋がった（1）
- ◆ 通関料金の上限撤廃により新規顧客の場合は収入増の場合があった（1）
- ◆ 営業報告書の作成が楽になった（1）
- ◆ 通関業務料金の収受金額算出の手間が軽減された（1）



アンケート集計結果（設問5：新通関業法）

【設問5（14）】通関業務料金の自由化について、改善すべき点はありますか。



アンケート集計結果（設問 5：新通関業法）

【設問 5（15）】（14）で「はい」と回答した方にお尋ねします。改善すべき点について、具体的にご記入ください。

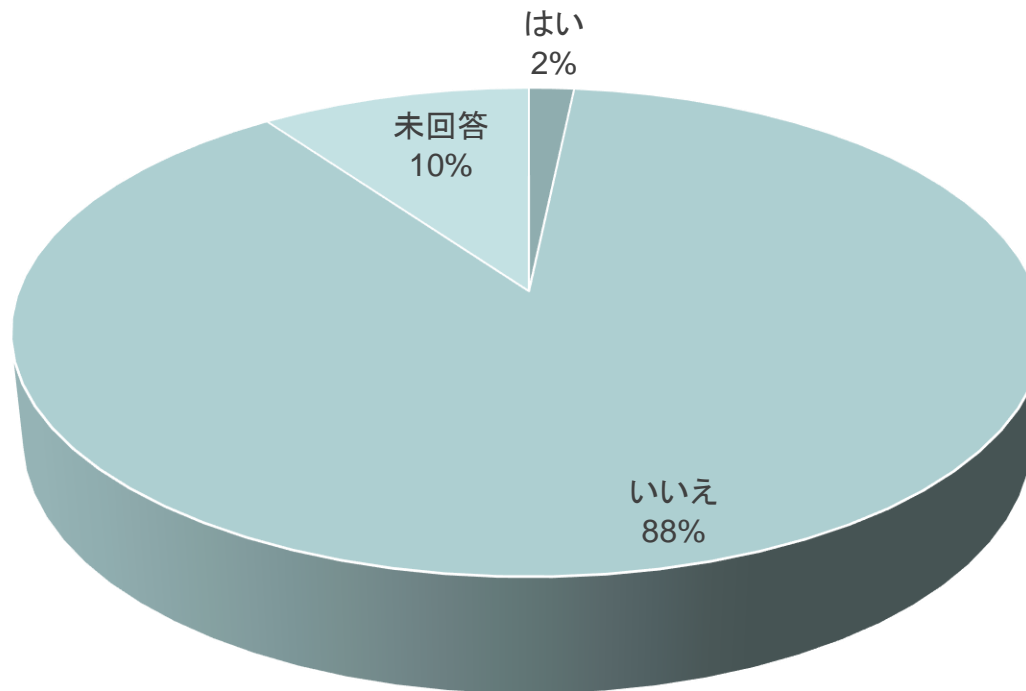
【主な改善すべき点（回答 63 者：複数回答有）】

- ◆通関業務料金額に関する最低料金の設定（通関業務の質の低下を招くおそれ、通関業界が衰退するおそれ、値下げ競争による業界が疲弊、結果として通関業・通関士の資質低下・待遇低下）（27）
- ◆通関業務料金の掲示を廃止（料金設定を自由に行えることから値下げ競争が発生、料金値下げ圧力の増大、荷主との料金交渉が困難）（19）
- ◆通関業監督官による通関業務取扱台帳（監査を含む）の廃止（5）
- ◆通関業務料金額に関する最高料金と最低料金の設定（2）
- ◆営業報告書の簡素化（2）
- ◆通関業務料金額の検証の実施（2）
- ◆通関業務料金額の定額化（1）
- ◆決算書による経営基盤が確実であるかどうかの判断基準を設定（通関業務で直接的な収益を上げていないことから営業報告書の作成が困難）（1）
- ◆過当競争の防止策の検討（1）



アンケート集計結果（設問 5：新通関業法）

【設問 5（16）】通関士設置の特例免除（地域限定）が廃止（5年程度の猶予期間有り。）されました。当該見直しについて、改善すべき点はありますか。



アンケート集計結果（設問 5：新通関業法）

【設問 5（17）】（16）で「はい」と回答した方にお尋ねします。改善すべき点について、具体的にご記入ください。

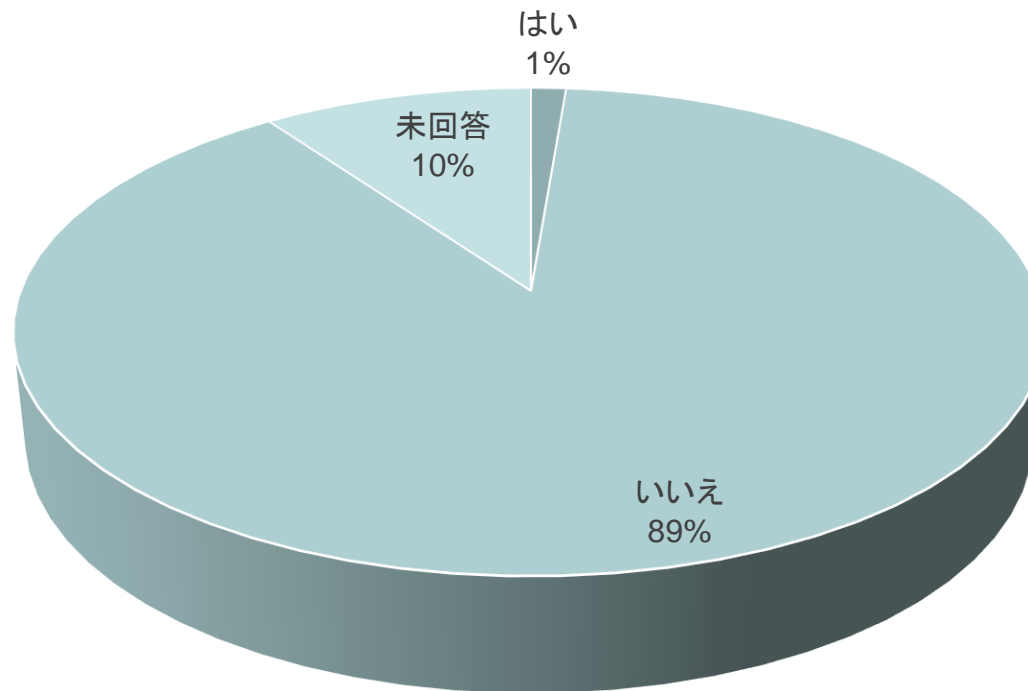
【主な改善すべき点（回答 8 者：複数回答有）】

- ◆人材不足（通関士及び通関業務従事者）（4）
- ◆地域限定の延長（1）
- ◆通関業務従事者に対する準通関士制度の導入（地域限定の制度）（1）
- ◆通関士試験で合格基準に達した科目の次回受験時への資格の延長（1）
- ◆自由化は中小企業の存続を危うくする（1）
- ◆特別免除を必要としている地域事業者に対するヒアリング調査の実施（1）



アンケート集計結果（設問 5：新通関業法）

【設問 5（18）】通関営業所に置く通関士の「専任」要件が緩和されましたが、当該見直しについて、改善すべき点はありますか。



アンケート集計結果（設問 5：新通関業法）

【設問 5（19）】（18）で「はい」と回答した方にお尋ねします。改善すべき点について、具体的にご記入ください。

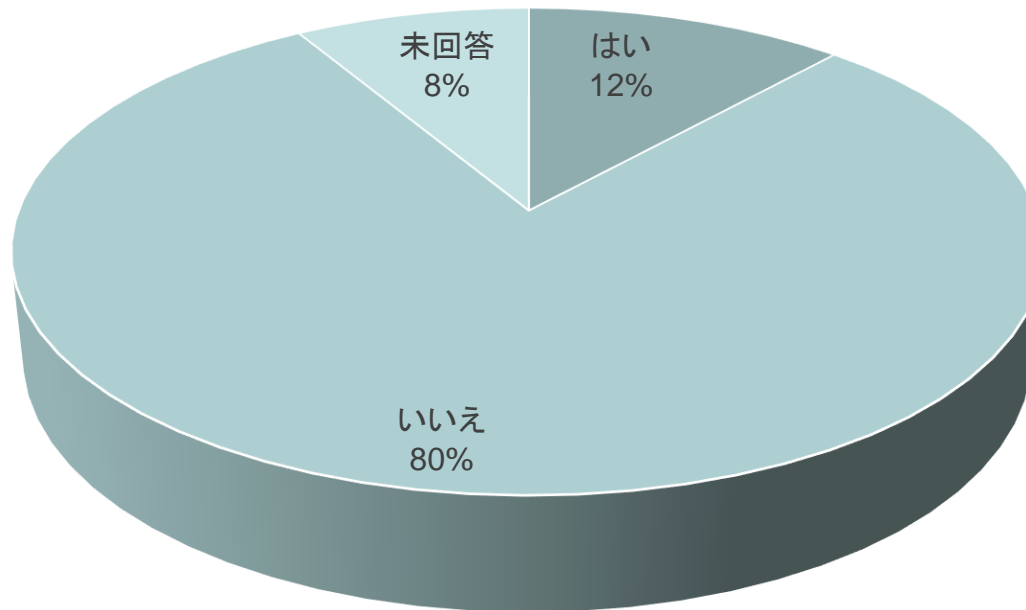
【主な改善すべき点（回答 5 者：複数回答有）】

- ◆ A E O 事業者に対する複数の専任設置を緩和
- ◆ 通関士数を事業者毎に設定（当該事業者については何名以上）
- ◆ 「専任」要件が緩和されると通関士の地位や価値が低下
- ◆ 「専任」要件がないと通関士受験希望者が増加しない
- ◆ 通関士の登録は 1 カ所の届出コードで全官署を利用できるように変更
- ◆ これ以上の利便性を推進するべきではない



アンケート集計結果（設問5：新通関業法）

【設問5（20）】通関業務に関する報告書について、簡素化、合理化等が行われましたが、改善すべき点はありますか。



アンケート集計結果（設問 5：新通関業法）

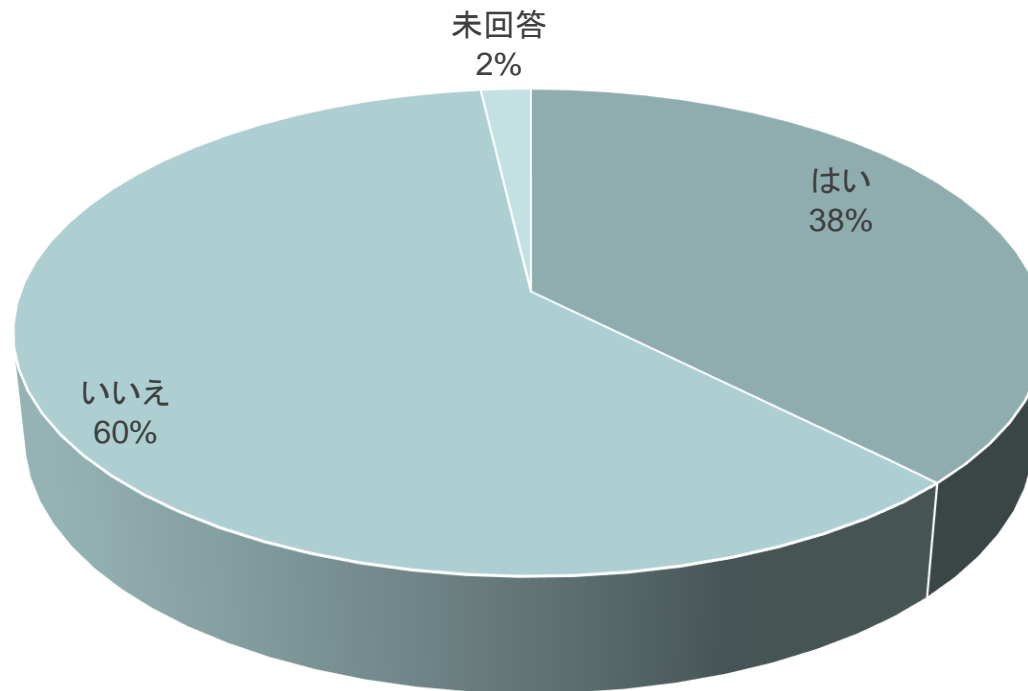
【設問 5（21）】（20）で「はい」と回答した方にお尋ねします。改善すべき点について、具体的にご記入ください。

【主な改善すべき点（回答 59 者：複数回答有）】

- ◆通関業営業報告書への記載項目の簡素化（処理件数（植検件数、輸出許可内容変更件数（料金無償が公然の事実）、他法令件数）、通関業務收受料金、株主等の廃止）（35）
 - 通関業営業報告書の内容は簡素化されたが記載する情報範囲に変更はなく簡素化・合理化されていない
 - 新台帳を作成するためには旧台帳を維持しなければならない
 - 收受料金データがなぜ必要なのか不明
- ◆通関業務取扱台帳、通関業営業報告書の廃止（決算書、賃貸貸借表、損益計算書等財務諸表の提出で代替）（21）
 - 税関側でデータ把握が可能（通関件数等）
 - 20年以上收受料金・営業利益に関する質問・指導が全くない
- ◆より一層の簡素化（自主記帳、標準様式の作成、ワード様式からエクセル様式へ）（11）
- ◆NACCSからデータの自動転送による通関業営業報告書の自動作成（8）
- ◆通関営業報告書に係るマニュアルの作成（1）
- ◆改姓（婚姻等、旧姓使用）の場合における従業者等異動届の省略（1）

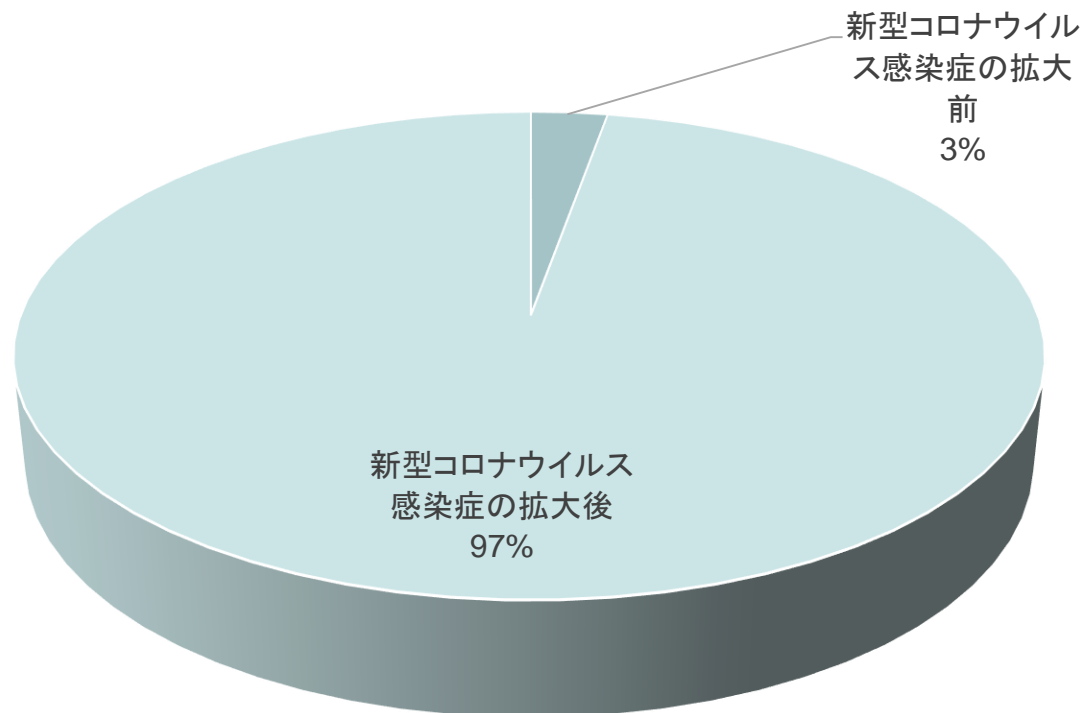
アンケート集計結果（設問 5：新通関業法）

【設問 5（22）】通関士及び通関業務従事者に係る在宅勤務が可能となりましたが、在宅勤務を導入しましたか。



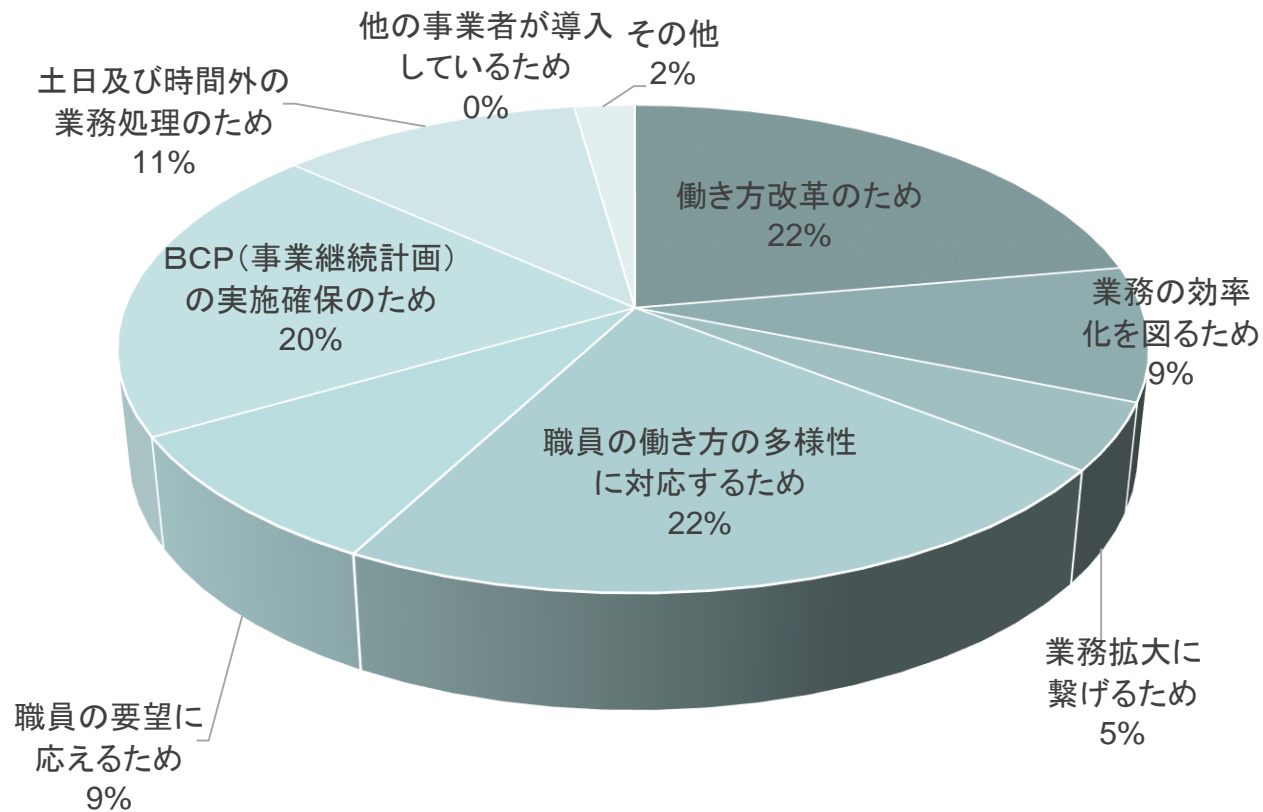
アンケート集計結果（設問 5：新通関業法）

【設問 5（23）】（22）で「はい」と回答した方にお尋ねします。在宅勤務を最初に導入したのは、新型コロナウイルス感染症の拡大が始まる（新型コロナウイルス感染症に係る弾力的運用の開始（令和2年3月4日））前ですか。それとも新型コロナウイルス感染症の拡大後ですか。



アンケート集計結果（設問 5：新通関業法）

【設問 5（24）】（23）で「新型コロナウイルス感染症の拡大前」と回答した方にお尋ねします。在宅勤務を最初に導入した理由は何ですか。（複数回答可）（注：在宅勤務の対象業務は、通関業法第 2 条第 1 項第 1 号に規定されている事務を指す。）



アンケート集計結果（設問 5：新通関業法）

【設問 5（25）】（24）で「その他」と回答した方にお尋ねします。在宅勤務を最初に導入した理由について、具体的にご記入ください。（複数回答可）

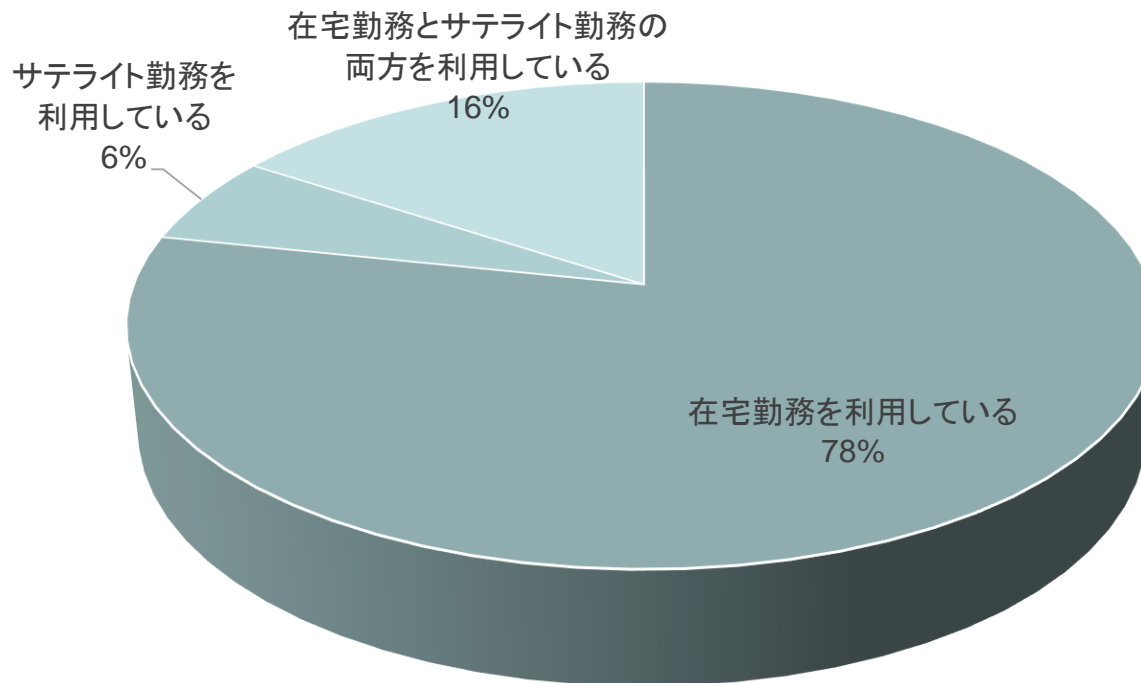
【主な理由（回答 2 者）】

- ◆新型コロナウイルス感染症対策の一環として導入
（物流事業者は貨物の流れを止めるわけにはいかない）



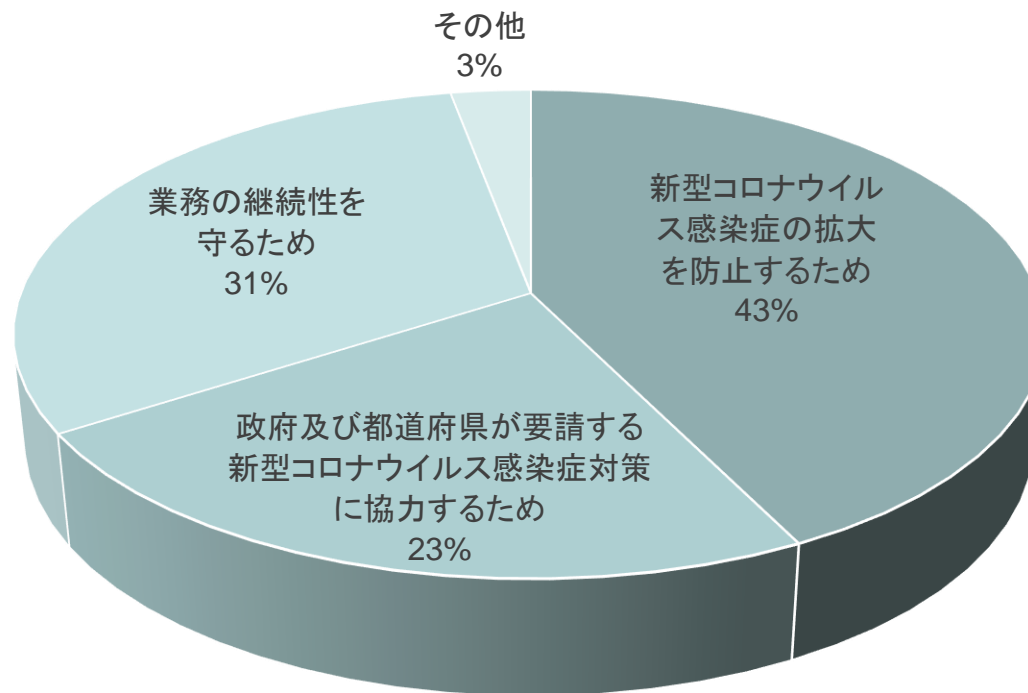
アンケート集計結果（設問 5：新通関業法）

【設問 5（26）】（23）で「新型コロナウイルス感染症の拡大後」と回答した方にお尋ねします。在宅勤務もしくはサテライト勤務のいずれを利用していますか。あるいは、両方を利用していますか。



アンケート集計結果（設問5：新通関業法）

【設問5（27）】（23）で「新型コロナウイルス感染症の拡大後」と回答した方にお尋ねします。在宅勤務を導入した理由は何ですか。（複数回答可）



アンケート集計結果（設問 5：新通関業法）

【設問 5（28）】（27）で「その他」と回答した方にお尋ねします。在宅勤務を導入した理由について、具体的にご記入ください。

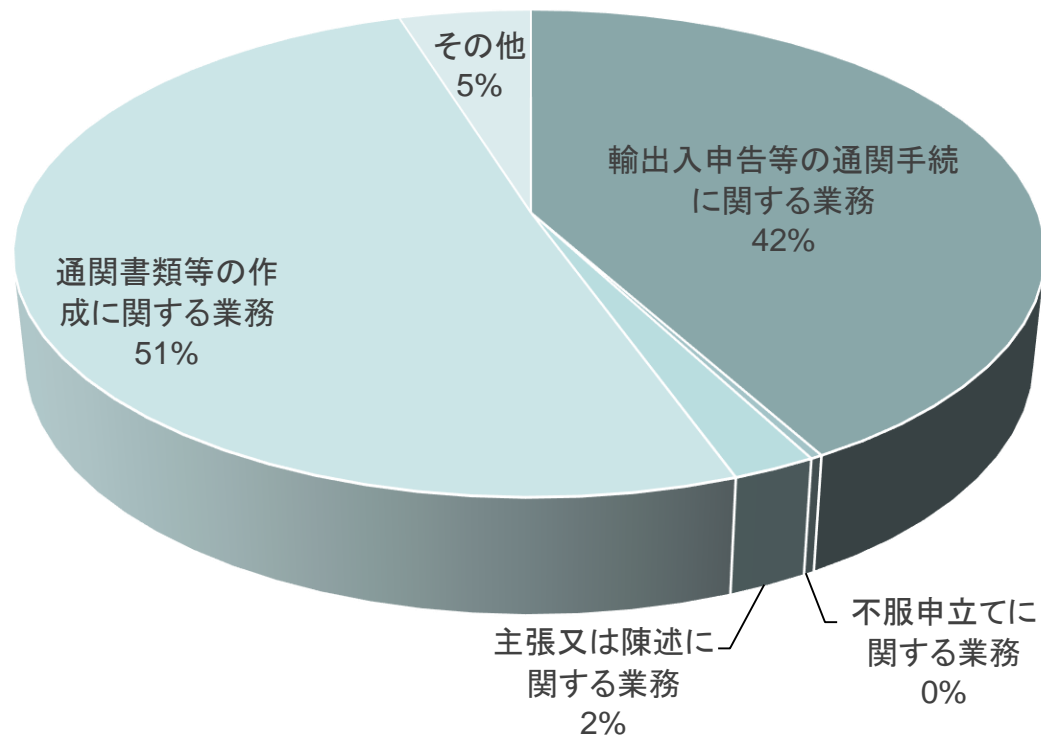
【主な理由（回答 14 者：複数回答有）】

- ◆ 土日祝日及び時間外の業務処理（4）
- ◆ 新型コロナウイルス感染症終息後を見据えた在宅勤務の問題点・改善点等を確認（4）
- ◆ 新型コロナウイルス感染症からの社員保護（3）
- ◆ 働き方改革（社員（特に女性）の多様な働き方に対応）（3）
 - コロナ対策の一環としてインフラを整備することが出来た
 - 保育園等が休園となり家庭保育が求められた
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の拡大前から在宅勤務を検討していたが弾力的運用が始まったことから導入（2）
- ◆ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による取扱件数の減少（1）
- ◆ 申告書作成におけるペーパーレス化の検証（1）



アンケート集計結果（設問5：新通関業法）

【設問5（29）】（22）で「はい」と回答した方に在宅勤務で処理している業務についてお尋ねします。その業務はどのような内容ですか。（複数回答可）



アンケート集計結果（設問5：新通関業法）

【設問5（30）】（29）で「その他」と回答した方にお尋ねします。在宅勤務で行っている業務について、具体的にご記入ください。

【主な業務（回答15者：複数回答有）】

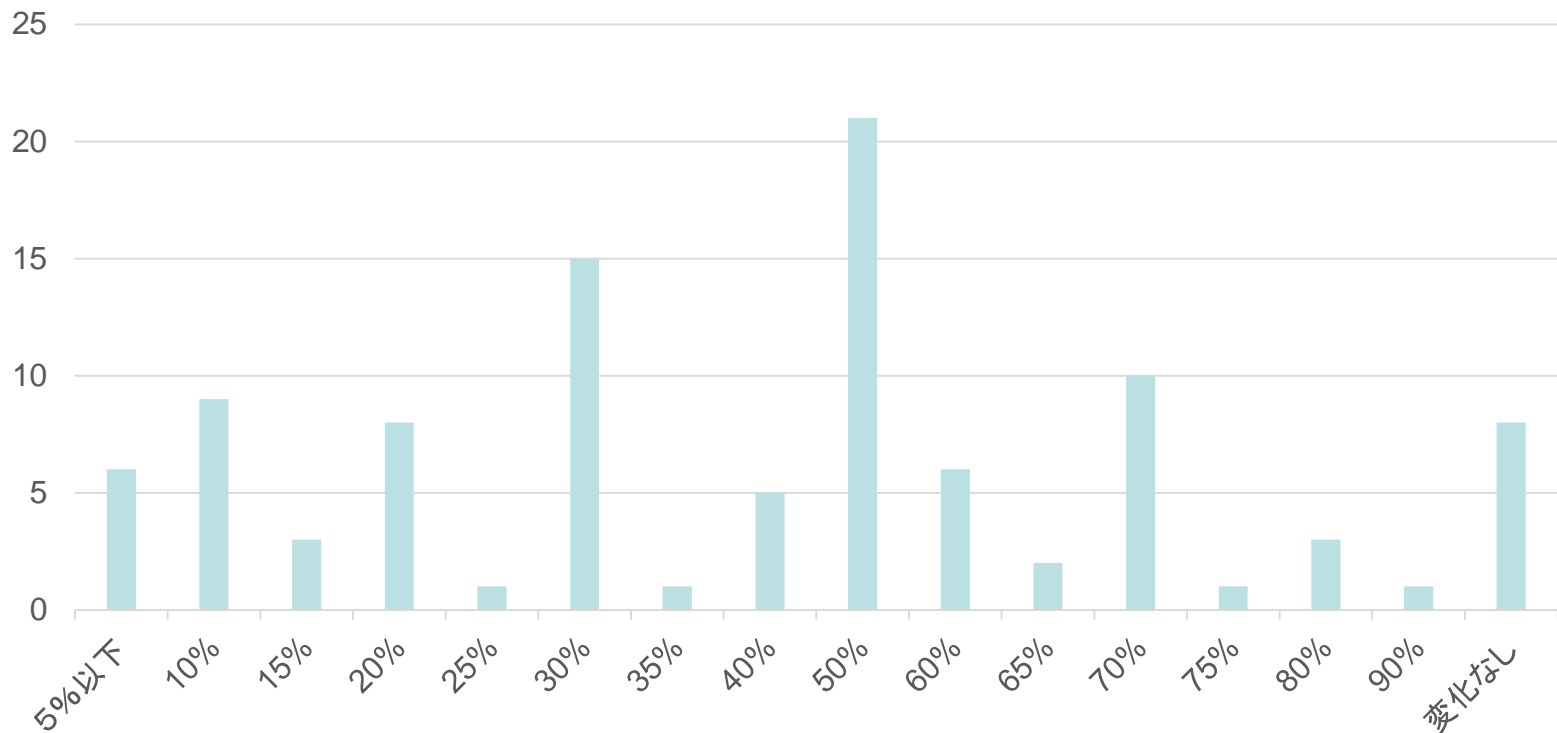
- ◆カスタマーサービス業務（受注、電話・メール（依頼・照会）対応）（6）
- ◆通関書類の作成（2）
- ◆船積書類の作成（2）
- ◆配送手配（2）
- ◆社内管理業務（2）
- ◆書類審査・申告業務（2）
- ◆請求書の発行
- ◆他法令申請
- ◆過去の通関実績の登録
- ◆資料作成



アンケート集計結果（設問5：新通関業法）

【設問5（31）】（（29）の更問）在宅勤務で処理している業務について、在宅勤務導入前と比較した場合、どのくらいの割合になりますか。具体的にご記入ください。（例：輸入申告業務を約10件/日、在宅勤務前の約50%の業務量を処理している。）

【在宅勤務導入前と比較した業務量の割合】



アンケート集計結果（設問5：新通関業法）

【設問5（31）】（（29）の更問）在宅勤務で処理している業務について、在宅勤務導入前と比較した場合、どのくらいの割合になりますか。具体的にご記入ください。（例：輸入申告業務を約10件／日、在宅勤務前の約50%の業務量を処理している。）

【在宅勤務で処理している主な業務内容＜56ページの続き＞】

- ◆輸出申告業務 約30件／日
- ◆輸入申告業務 約5件～85件／日
- ◆輸出入申告業務 約5～30件／日
- ◆通関関係書類作成業務 約10件／日
- ◆特定輸出申告業務 約100件／月
- ◆時間外申告業務 約20件／月
- ◆通常業務と同様（検査等の現場対応を除く）
- ◆その他（他法令申請書等の作成 他）



アンケート集計結果（設問 5：新通関業法）

【設問 5（31）】（（29）の更問）在宅勤務で処理している業務について、在宅勤務導入前と比較した場合、どのくらいの割合になりますか。具体的にご記入ください。（例：輸入申告業務を約 10 件／日、在宅勤務前の約 50% の業務量を処理している。）

【在宅勤務における業務処理に関する意見 < 56 ページの続き >】

- ◆ 会社にはプリンタ、PDF 等の機器が揃っており効率性が高い
- ◆ 在宅勤務では書類作成業務等は集中できるが、複雑な申告の場合にはペーパーレスが影響し効率性が下がる
- ◆ 在宅勤務においても入社時と同等の業務量の処理を当初から目標としている
- ◆ 入社している職員へ業務のしわ寄せ
- ◆ 午前中に入社し書類のチェックと申告書の作成を行い、午後から在宅勤務（通関処理で送信ボタンを押すだけ）



アンケート集計結果（設問５：新通関業法）

【設問５（３２）】（２２）で「いいえ」と回答した方にお尋ねします。在宅勤務を申請しない理由について、具体的にご記入ください。

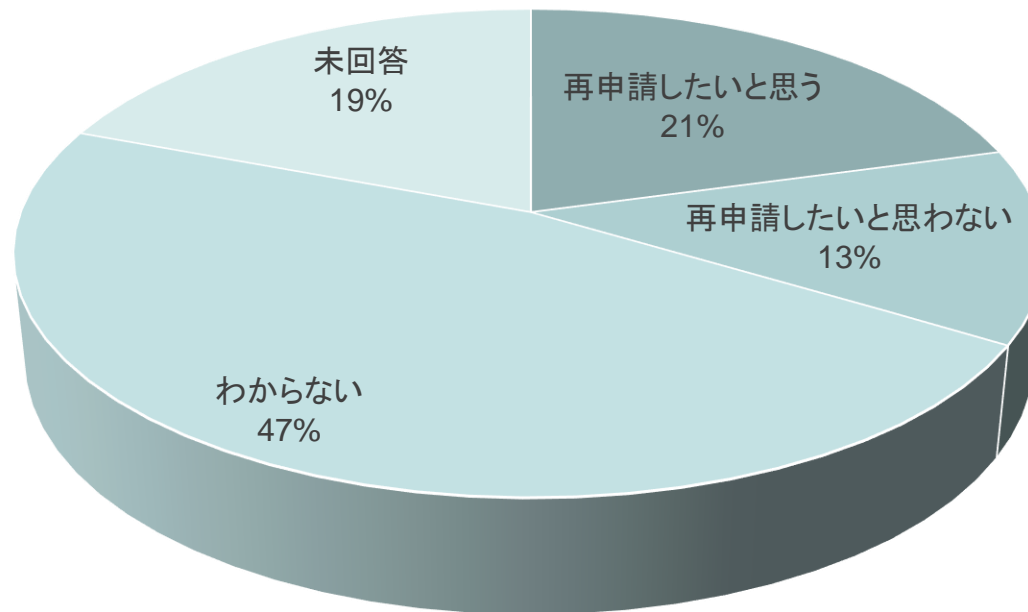
【主な理由（回答２２９者：複数回答有）】

- ◆セキュリティ環境の未整備、情報流出のおそれ（５５）
 - A E O事業者にとってハードルが高い、通関業法のハードルが高い
- ◆在宅勤務に必要なインフラ（P C、ネットワーク、プリンター、電話、F A X、執務参考資料（分類、評価、原産地）等）の未整備（４７）
 - 在宅勤務では印刷不可
- ◆社内体制（社内管理規定、労務管理等）の未整備（３９）
- ◆人員不足、少人数（人員、通関士、通関業務従業者等）（１８）
- ◆会社方針（１８）
- ◆インフラを整備するためのコスト負担（１１）
- ◆新型コロナウイルス感染者の未発生等（１０）
- ◆出社しなければならない業務（立会い、検品、梱包、ラベリング等）への対応（９）
- ◆必要性がない（８）
- ◆非効率（８）
 - 申告書類のダブルチェックに時間を要する、適正な業務遂行に不安、非違増加のおそれ
- ◆業務量が少ない（８）
- ◆コミュニケーション不足のおそれ（６）



アンケート集計結果（設問 5：新通関業法）

【設問 5（33）】新型コロナウイルス感染症に係る弾力的運用が解除された場合、在宅勤務については再申請が必要とされていますが、申請したいと思いますか。



アンケート集計結果（設問 5：新通関業法）

【設問 5（34）】（33）で「再申請したいと思う」と回答した方にお尋ねします。その理由について、具体的にご記入ください。

【主な理由（回答 104 者：複数回答有）】

- ◆ B C P 対応（35）
- ◆ 働き方改革（働き方の多様化）への対応（30）
- ◆ 育児・介護を行う職員への対応（9）
- ◆ 土・日・祝日、時間外の業務への対応（6）
- ◆ 出産・育児と仕事の両立（5）
- ◆ 通勤時間削減（5）
- ◆ 経費（事務所賃貸料金、通勤手当等）削減（5）
- ◆ 職員の安全・健康管理（4）
- ◆ 業務効率化（4）
- ◆ 人材確保・人員不足への対応（3）
- ◆ ワークライフバランス構築（2）
- ◆ ペーパーレス化推進（2）



アンケート集計結果（設問5：新通関業法）

【設問5（35）】（33）で「再申請したいと思わない」と回答した方にお尋ねします。その理由について、具体的にご記入ください。

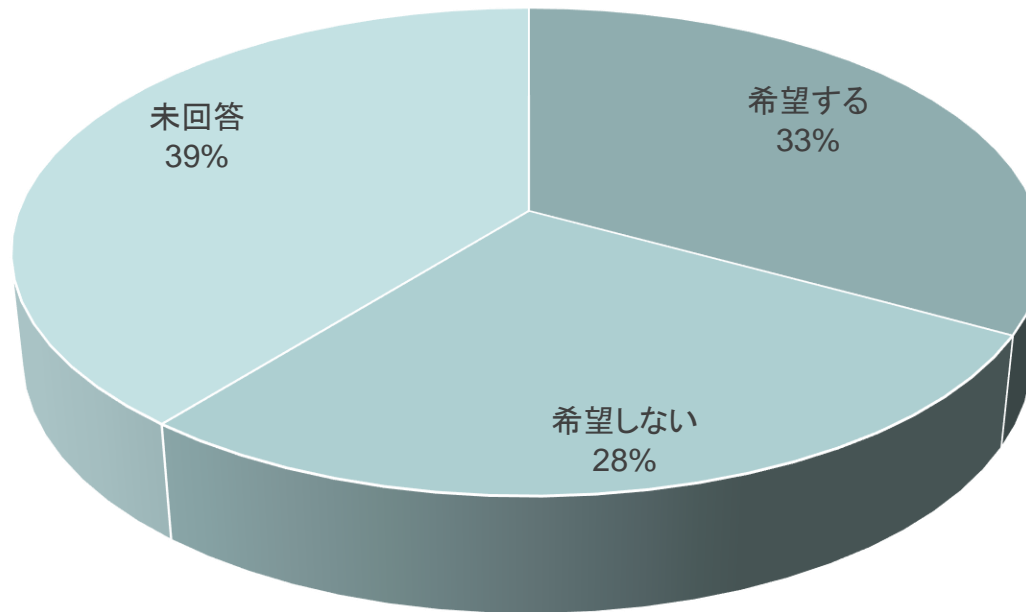
【主な理由（回答69者：複数回答有）】

- ◆非効率（利便性ない）（15）
 - 申告書類のダブルチェックに時間を要する
- ◆社内体制（社内管理規則、労務管理等）の未整備（10）
- ◆業務に支障ない・必要ない（9）
- ◆在宅勤務に必要なインフラ（PC、ネットワーク、プリンター、電話、FAX、執務参考資料（分類、評価、原産地）等）の未整備（9）
- ◆セキュリティー環境の未整備、情報流出のおそれ（7）
- ◆会社方針（6）
- ◆出社している職員に負担感（4）
- ◆インフラを整備するためのコスト負担（3）
- ◆コミュニケーション不足のおそれ（3）
- ◆業務量が少ない（2）
- ◆在宅勤務に必要な要件のハードルが高い（2）
- ◆申請手続きが煩雑（1）
- ◆出社しなければならない業務（立会い、検品、梱包、ラベリング等）への対応（1）
- ◆新型コロナウイルス感染者の未発生等（1）



アンケート集計結果（設問 5：新通関業法）

【設問 5（36）】在宅勤務の再申請をする際、弾力的運用を希望しますか。



アンケート集計結果（設問5：新通関業法）

【設問5（37）】（36）で「希望する」と回答した方にお尋ねします。どのような理由から弾力的運用の継続を希望するのか、具体的にご記入ください。

【主な理由（回答133者：複数回答有）】

- ◆コロナ禍の先行きが不透明（コロナ禍の間は継続）（24）
- ◆手続きの簡素化（再申請に係る労力の省略）（16）
- ◆在宅勤務普及促進（再申請のハードルが高い）（15）
- ◆社内管理規則（就業規則等）の整備が負担・構築に時間を要する（12）
- ◆弾力的運用下において適正かつ円滑に実施中（これまでの実績を評価）（9）
- ◆働き方改革（働き方の多様化）への対応（5）
- ◆BCP対応（4）
- ◆通関業界における人材確保（2）
- ◆在宅勤務時のセキュリティーを会社と同じレベルにすることは困難（2）
- ◆業務効率化とコスト削減（2）
- ◆社員からの要望（2）
- ◆弾力的運用による在宅勤務が根付いていることから同運用の解除は業務に支障を生じさせる（2）
- ◆就業規則の改正は労働基準法が関係するため困難（1）
- ◆在宅勤務は日本社会のニュースタンダードであり申請行為が障害にならないようにすることが重要（1）
- ◆土・日・祝日、時間外の業務への対応（1）



アンケート集計結果（設問 5：新通関業法）

【設問 5（38）】（33）で「再申請したいと思う」と回答した方にお尋ねします。必要としているガイドラインの内容について、具体的にご記入ください。（例：税関に提出する社内管理規則に記載する項目のポイント）

【主な理由（回答 40 者：複数回答有）】

肯定的意見

- ◆税関へ提出する社内管理規則に記載する項目のポイント（具体的事例）（16）
- ◆税関へ提出するセキュリティレベル（PCの特定、使用者の限定、不審メールへの対応、ウイルス対策、書類管理等）のガイドライン（必要項目の具体的事例）（16）
- ◆税関等へ提出する就業規則に記載する内容のガイドライン（具体的事例）（13）
- ◆在宅勤務に必要な全般的なガイドライン（3）
- ◆税関へ提出するAEO規則に記載する項目のポイント（1）
- ◆税関へ提出する書類に記載する対象となる業務の線引き（1）
- ◆情報セキュリティ及び書類管理が適正かどうか確認するためのチェックリスト（1）
- ◆在宅勤務におけるNACCSの取扱い（1）

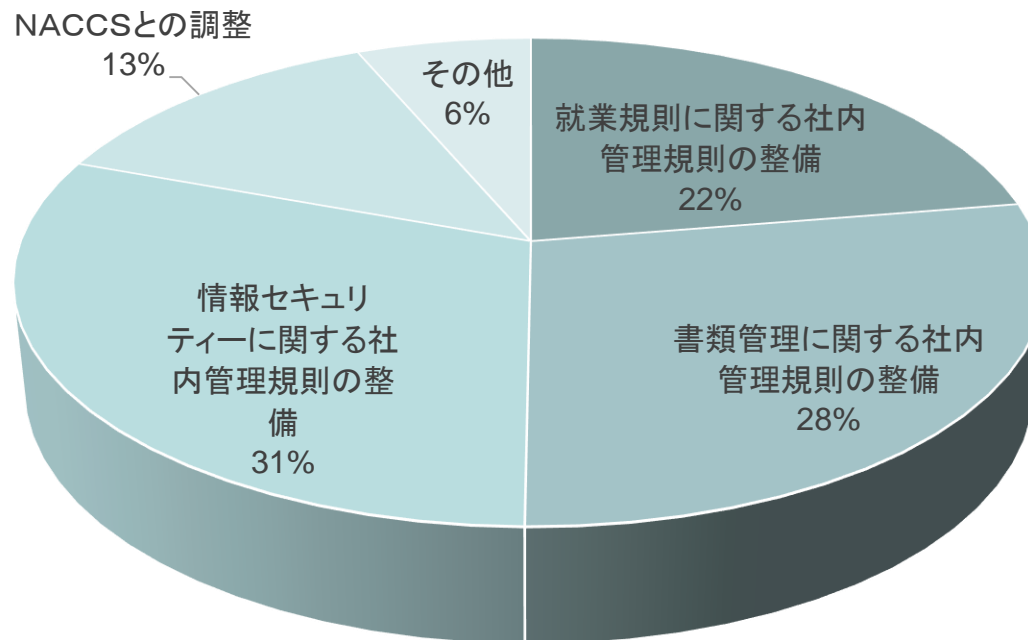
否定的意見

- ◆再申請を不要もしくは簡略化（AEOは除外）し弾力的運用を継続（5）
- ◆ガイドラインを出すことに疑問（税関へ照会した際に個別対応するという回答有）（1）



アンケート集計結果（設問5：新通関業法）

【設問5（39）】在宅勤務を導入している方もしくは導入をお考えになられている方にお尋ねします（新型コロナウイルス感染症に係る弾力的運用の開始前・開始後を問わない。）。在宅勤務の申請に当たり、苦労した点（苦労している点）は何ですか。（複数回答可）



アンケート集計結果（設問 5：新通関業法）

【設問 5（40）】（39）で「その他」と回答した方にお尋ねします。苦勞した点（苦勞している点）について、具体的にご記入ください。

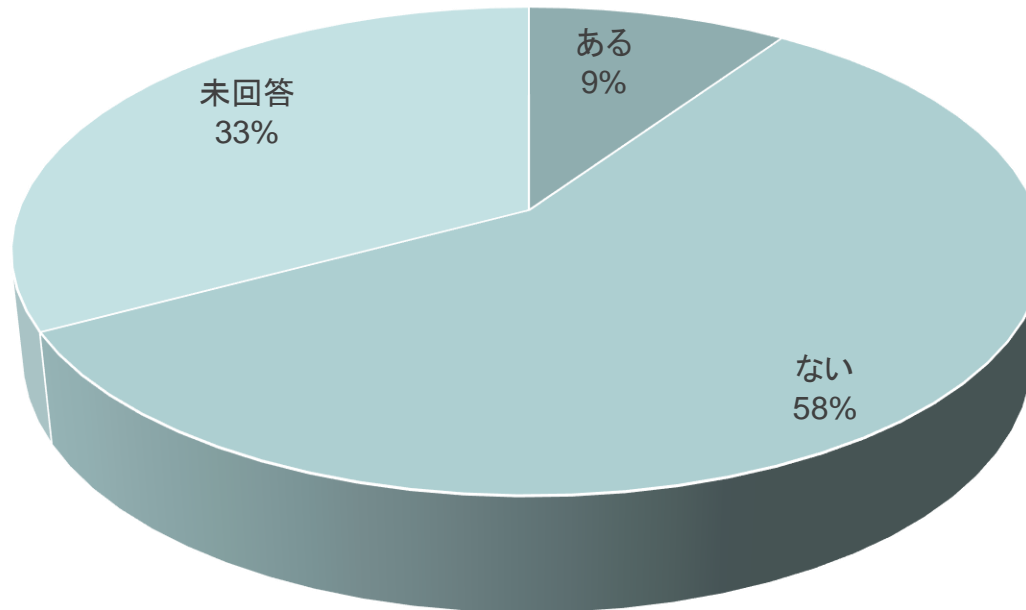
【主な具体的理由（回答 24 者：複数回答有）】

- ◆在宅勤務の環境整備に係る設備調達及び資金調達（経費負担）（13）
- ◆在宅勤務におけるペーパーレスでの審査対応（7）
- ◆在宅勤務における I T 環境が未整備（P C、プリンター、スキャナー、インターネット回線等）（6）
- ◆在宅勤務時における出勤時と同等の作業効率の確保（4）
- ◆在宅勤務における情報セキュリティーの確保（情報漏洩の防止）（4）
- ◆在宅勤務における職員の勤怠管理（3）
- ◆コミュニケーションの確保（2）
- ◆社内における I T 環境が未整備（P C 等）（2）
- ◆社内管理規則の整備及び取扱い（2）
- ◆機材（端末）運搬（会社→自宅）（1）
- ◆出勤者と在宅勤務者との間における業務負担に関する公平性の調整（1）
- ◆通関審査書類のダブルチェック体制の確保（1）
- ◆A E O 事業者に係る「在宅勤務による輸出入通関手順書」の作成及び税関（認定事業者管理官）の確認（1）
- ◆貨物確認と立会いの調整（1）



アンケート集計結果（設問 5：新通関業法）

【設問 5（4 1）】在宅勤務について、通達及び運用等に関して改善してもらいたいと思う点はありますか。



アンケート集計結果（設問 5：新通関業法）

【設問 5（4 2）】（4 1）で「ある」と回答した方にお尋ねします。通達及び運用等に関して改善してもらいたいと思う点について、具体的にご記入ください。

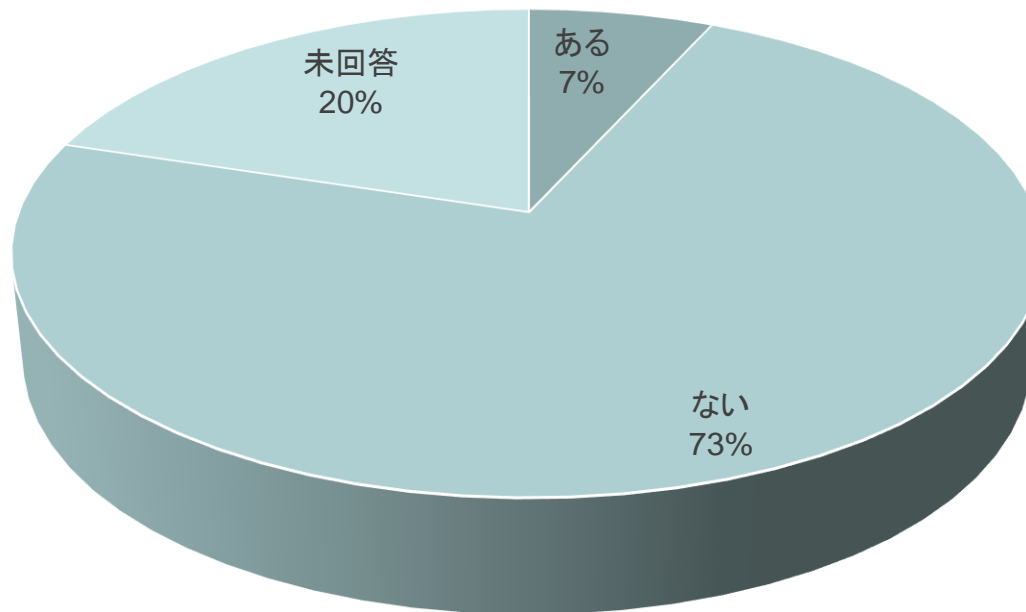
【主な具体的理由（回答 4 0 者：複数回答有）】

- ◆在宅勤務に関する条件の緩和（1 3）
 - サテライトオフィスの追加
 - 通関士の届出に係る期間の延長（3 カ月→半年もしくは1 年）
 - 在宅勤務をリモートかつペーパーレスで行っている場合に通関営業所において業務処理をしているものとみなす
 - プリンター使用条件（画面審査のみの書類作成等は非効率）
 - N A C C S 端末の移動に係る運用見直し
- ◆弾力的運用の継続、再申請の廃止（弾力的運用下において適正かつ円滑に実施中）（7）
- ◆A E O 事業者の申請に対する規制の緩和（手続きの簡略化、届出の廃止）（4）
- ◆押印（会社代表者印、通関営業所責任者印）の省略（3）
- ◆税関間における在宅勤務に関する取扱いの統一（2）
 - 在宅勤務中の通関士による申告に対する税関の照会について営業所から回答するよう求められる等の不合理の解消
- ◆税関における在宅勤務を認める際の判断基準・提出書類の明確化（2）
- ◆ガイドライン、マニュアルの徹底（1）
- ◆専用窓口の設置（1）
- ◆在宅勤務届出対象外の業務の拡大（N A C C S に係る事項登録）（1）
- ◆在宅勤務の申請を個人の誓約書の提出で代替（1）



アンケート集計結果（設問 5：新通関業法）

【設問 5（43）】新通関業法全般についてお尋ねします。新通関業法について、改善すべき点はありますか。



アンケート集計結果（設問5：新通関業法）

【設問5（44）】（43）で「ある」と回答した方にお尋ねします。改善すべき点について、具体的にご記入ください。

【主な具体的理由（回答31者：複数回答有）】

- ◆通関業務料金揭示義務の改善（廃止）、通関業務料金に係る最低料金規定の制定（7）
- ◆通関業営業報告書の改善（簡素化、報告書の自動作成）（6）
 - 通関業務料金に係る請求区分の廃止（他の業務との兼務（通関業者と運送業者等）の場合）
- ◆各税関におけるローカルルールの明確化もしくは廃止、税関間における取扱いの統一（3）
- ◆輸出入申告官署の自由化による地方の通関業者の将来的な発展・存続を危惧（3）
- ◆通関士の通関営業所以外における通関業務を可能とする制度の導入（2）
- ◆申告官署と蔵置官署との間の連携の迅速化（2）
- ◆同一税関の特定官署管轄内に蔵置している貨物に係るマニュアル申告について、同一税関の他の官署における申告を可能とする見直し（2）
- ◆同一税関の特定官署管轄内に蔵置している貨物に係る貨物確認について、貨物を申告官署へ持ち込む場合にあっては申告官署において貨物確認を実施（1）



アンケート集計結果（設問5：新通関業法）

【設問5（44）】（43）で「ある」と回答した方にお尋ねします。改善すべき点について、具体的にご記入ください。

【71ページの続き】

- ◆通関従事者の従業者登録の見直し（1）
 - 営業所毎に管轄地域税関での登録を廃止、全国1カ所での登録
- ◆通関業務取扱台帳の廃止（1）
- ◆通関非違に関する罰則規定の廃止（1）
- ◆通関士試験合格基準の見直し（1）
- ◆従業者移動届（通関士等）をNACCSで可能とする見直し（1）
- ◆営業所外からの申告（自社システム、自社サーバー、自社モバイルを使用して申告する場合）の見直し（1）
- ◆通関士による審査項目の明確化（1）
 - 通関士による審査の要否について、通関業法には項目毎（例：通関士審査業務（CCA）に係る貨物情報訂正（IDA／IDA01））に要否に関する規定はない
- ◆通関業を許可制から届出制とする見直し（1）